

攝津市議会

民生常任委員会記録

令和7年11月7日

攝津市議会

目 次

民生常任委員会

11月7日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、	
審査案件	1
開会の宣告	2
委員会記録署名委員の指名	2
認定第1号所管分の審査	2
質疑（増永和起委員）	
認定第6号の審査	34
質疑（村上英明委員、増永和起委員）	
認定第4号の審査	39
質疑（光田あまね委員、大川ゆり委員、村上英明委員、増永和起委員）	
認定第8号の審査	56
質疑（中川嘉彦委員、村上英明委員、増永和起委員）	

民生常任委員会記録

1. 会議日時

令和7年11月7日（金） 午前10時 開会
午後 4時6分 散会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長 光好博幸 副委員長 増永和起 員員 中川嘉彦
委員 村上英明 委員 大川ゆり 員員 光田あまね

1. 欠席委員

なし

1. 説明のために出席した者

市長 嶋野浩一朗 副市長 山本和憲
生活環境部長 吉田量治 保健福祉部長 谷内田 修
保健福祉部次長兼障害福祉課長 由井秀子
生活環境部副理事兼自治振興課長 川本勝也
生活環境部副理事兼産業振興課参事 川西浩司
市民課長 坂本真輔 文化スポーツ課長 妹尾智行
産業振興課長 鈴木誠 環境政策課長 菰原知宏
環境業務課長 三浦佳明 保健福祉課長 西村公輔
生活支援課長 仲野誠 高齢介護課長 細井隆昭
国保年金課長 畑原陽介 国保年金課参事 田村信也

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 荒井陽子 事務局副主査 杉本晃司

1. 審査案件（審査順）

認定第1号 令和6年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件 所管分
認定第6号 令和6年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算
認定の件
認定第4号 令和6年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
認定第8号 令和6年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件

(午前10時 開会)

○光好博幸委員長 ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

本日の委員会記録署名委員は、村上委員を指名します。

それでは、先日に引き続きまして、認定第1号所管分の審査を行います。

質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 おはようございます。

質問に入る前に、質問の意図を明確にするため、資料を配付させていただきたいと思いますが、委員長、よろしいでしょうか。

○光好博幸委員長 増永委員から資料配付の申出がございました。これを許可いたします。既にお手元に配付しております資料のとおりでございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、増永委員より質問をお願いいたします。

○増永和起委員 資料は、保健福祉課に関する質問で使いますので、よろしくお願ひします。

では、一般会計についての質問を行います。

決算概要に基づいて質問いたします。

質問番号1番、66ページ、コミュニティセンター管理事業、自治振興課です。

味生コミュニティセンター（仮称）建設工事実施設計委託料7,260万円、また、土地購入費の費用や、ほかにも登記や不動産鑑定の費用などが計上されています。2024年度に行われたセンター建設へ向けての取組についてお伺いをいたします。

続きまして、質問番号2番、70ページ、住民基本台帳事務事業、市民課です。

住民基本台帳法では、個人情報保護の観点から台帳の原則非公開を定めています。

摂津市は、本人に知らせることなく自衛隊へ若者の名簿を提供していますが、名簿提供数の推移、それから除外申請を始めたと思われますけれど、その推移、申請期間の推移も併せて、また周知の工夫と除外申請の件数の推移も教えてください。除外申請を始めた年からで結構でございます。

質問番号3番、72ページ、個人番号カード交付事業、これも市民課です。

マイナンバーカードの申請について、これまで質問が出ていましたが、改めて申請交付数及び交付率について教えてください。また、窓口留置数、廃棄数、返還、再交付についても教えてください。また、新しい数え方で保有数、保有率というが出てきていますけれども、この内容説明と数字についても教えてください。

質問番号4番、80ページ、体育施設管理事業、これは文化スポーツ課です。

鳥飼体育館で、利便性向上が図られたと聞いています。実施は2025年度からですが、2024年度に市民の方から御要望が出たことに対して、指定管理者だけではなく、市が直接お話を聴いて利便性向上の対策を行ったということでございます。どのようなことが可能になったのか、教えていただきたいと思います。

質問番号5番、82ページ、災害見舞金給付事業、保健福祉課です。

災害見舞金の金額が執行されておりますけれども、この事業の内容と今回の給付の内容について教えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

質問番号6番、106ページ、がん検診事業、保健福祉課です。

摂津市のがんの罹患率が、大阪府下の平均値と比較してどうかという問題があります。

PFOAの関連で、環境省が出してきているもので、Q&Aや、自治体への手引がございます。この手引の第2版に「PFOAによる健康不安の声が上がっている地域においては、地域保健を担当する各地方公共団体が、地域保健活動の一環として、健康指標に関する既存統計等を用いるなどして、健康指標の経年的な推移により、PFOA及びPFOAとの関連が指摘されているコレステロール値、がんの罹患状況、低体重児の届出情報などを確認することや、他地域との比較により、地域の健康指標に大きな差異がないかなど、当該地域の健康状態を把握し、地域住民に向けた情報発信を行うことが望ましい」と書かれております。PFOAに関する罹患率などを発表することによって、市民の不安が軽減できるのではないかというのが、環境省の考え方ではあります。がんといったら何でもPFOAに関連するとは思いませんが、摂津市において、がんが影響すると言われているものが、大阪府下でどのように取り扱われるかについて教えていただきたいと思います。

質問番号7番、106ページ、感染症予防事業、保健福祉課です。

インフルエンザや新型コロナウイルスの予防接種の状況や費用について教えていただきたいと思います。

年齢に応じて費用も違うと思いますので、併せて教えていただきたいです。

質問番号8番、82ページ、社会福祉法人介護特例補助事業、高齢介護課です。

ゼロ円という決算額でございますけれども、これは唯一の介護利用料減免制度であり、内容について説明をしていただきたいのと、以前に周知を要望していましたがどうでしょうか。利用件数についても教え

ていただきたいと思います。

質問番号9番、84ページ、敬老事業、高齢介護課です。

ほかの委員も質問されておりましたけれども、この事業は、以前は祝い金として現金だったのを、祝い品に変更し、対象年齢も変更されました。これは、ビルド・アンド・スクランプという考え方で、この予算を削減し、ほかの事業を充実するためにその財源をシフトするとお話をされました。一体どういうふうに今なっているのかを今回の決算で教えていただきたいと思います。

たしか令和4年度だったと思いますが、削減前の金額と現在とで比べ合わせて、一体どれくらい、どうなっているのか、教えていただきたいと思います。

質問番号10番、84ページ、高齢者日常生活支援事業、これも高齢介護課です。

高齢者民間賃貸住宅家賃助成費というのがあります。毎回聞いておりますが、物価高騰の大変な中、この制度を活用しておられる方は本当にありがたいと喜んでおられます。ぜひ広げていただきたいと思っておりますが、事業の説明と新たな増減があると思いますので利用世帯数の推移について教えていただきたいと思います。それから、制度の周知についても教えてください。

質問番号11番、84ページ、ひとり暮らし高齢者等安全対策事業、これも高齢介護課です。

緊急通報装置について、ほかの委員からも質問がありましたが、先ほどお話をした敬老事業のシフト先と言われている事業でございます。昨年と比較して、人数が増えているお話をされたわけですが、当初は100人ぐらいが御利用されていましたが、

今170人ぐらいですか、200人弱のところまで利用されていると、前の委員の方々への答弁で言われていました。そのときに説明では、今100人の利用者であったのを、600人に増やすお話でありました。まだまだ600人には到達していないですが、敬老事業の予算を減らしたわけですが、この人数を今後どのように増やしていくのかについて、どういうふうに思っておられるのか、お答えいただきたいと思います。

質問番号12番、86ページ、介護・予防ふれあい事業、高齢介護課です。

高齢者交流入浴委託料があります。今現在どうなっているのか、事業の説明と、この間の推移についても教えていただきたいと思います。

質問番号13番、86ページ、シルバー人材センター事業、これも高齢介護課です。

インボイスの影響が、非常に心配されますが、登録会員数、年間の全体の配分金、会員1人当たりの年間配分金についてお聞きしたいと思っています。

質問番号14番、88ページ、障害者自立支援事業、これは障害福祉課です。

障害者がサービスを受けるために障害支援区分認定や受給者証交付などが必要だと思います。それぞれサービスはなるべく早く受けたいと思われますが、どれくらいの日数がかかるのかについて教えていただきたいと思います。

質問番号15番、90ページ、地域生活支援事業、これも障害福祉課になります。

障害者の相談をたくさん受けられていると思うんですけども、摂津市はそれをどんな体制で受けおられるのか、また、その実績についても教えてください。

質問番号16番、82ページ、生活困窮

者自立支援事業、これは生活支援課になります。

これまでも委員の皆さん質問にもありましたとおり、物価高騰で国民の暮らしが本当に大変な中で、自立支援の相談も増えていると思います。相談支援員がそれを支えてくださっているわけですが、昨年の今頃の体制について教えていただきたいと思います。男女それぞれの人数についても教えてください。

質問番号17番、104ページ、生活保護事業、同じく生活支援課です。

これも大変な物価高騰の中で申請が増えているというようなお話がありました。それぞれ世帯によって違うと思いますが、私が特に気になっているのは、母子世帯です。子供の貧困の問題も言われていますし、シングルマザーで、ダブルワークだけでは足りず、三つも四つも仕事を抱えている方もいらっしゃると思います。高齢者世帯についてはぐっと増えていると思いますが、母子世帯が増えているのか、利用世帯について教えていただきたいと思います。

質問番号18番、110ページ、環境測定・調査等事業、これは環境政策課です。

一級水準測量の結果が出ています。今JRの汲み上げ量についてどのようにになっているのか、地盤沈下がどうなのか、御説明いただきたいと思います。

質問番号19番、110ページ、温暖化対策事業、これは環境政策課です。

これも前の委員の方が質問されました。省エネ住宅についての支援で、それぞれの件数は増えているというお話で、三つございます。家庭用蓄電システム、家庭用燃料電池システム、太陽光の発電システム、それぞれございますが、当初の見込みはそれぞれ50件、合わせて150件とお

聞きをしていました。これによつていろいろ計画についても対応していくとお話を伺っていますが、今現在どうなつてゐるのか、改めて教えてください。

質問番号20番、114ページ、ごみ減量推進事業、これは環境業務課です。

これについていろいろ質問があつたと思いますが、私の家の数件隣に外国の方が住んでおられて、若い男性四、五人で一緒に住んでおられます。多分ペットボトルのごみを出す日だと分かっていると思いますが、袋いっぱいのペットボトルを入れて、自分の家の前に置いてありました。飲んだ後そのまま袋に突っ込んでいるみたいな格好になつてゐるんですけども、これはマナーが悪いというよりも、ごみの出し方を理解されていないと思っております。外国人の方へのごみの収集方法の周知の仕方について、今どのようになつてゐるのか、これについて教えていただきたいと思います。

質問番号21番、116ページ、環境センター維持管理事業、これも環境業務課になります。

環境センターの解体工事について、今年の1月に急遽延期が報告されました。この間の経過について教えていただきたいと思います。

質問番号22番、120ページ、中小企業金融対策事業、産業振興課になります。

5年間ほどの摂津市の融資の実績について、どうなつてゐるのか教えてください。

質問番号23番、120ページ、創業支援事業、産業振興課です。

この創業支援事業の中に、創業者に家賃を補助するうものがあると思いますが、その内容の説明と、この5年間の推移、それから周知方法をどのようにされている

のか、教えていただきたいと思います。

質問番号24番、120ページ、産業振興アクションプラン推進事業、これも産業振興課です。

アクションプランについても、ほかの委員から質問されておられたと思います。中小企業の皆さんも含めて、事業所にアンケートなども取られて、これから応援をしていくようなプランを立てていっていただいていると思います。これについていろいろと議論をしてきていただいたと思いますが、2024年度は、この懇話会が何回開かれて、どんな内容だったのか、それから何人でやられているのか、また、この委員の任期はどれだけなのかということについて教えていただきたいと思います。

最後の質問になります。

質問番号25番、120ページ、企業立地等促進事業、これも産業振興課です。

商工振興費の大きな部分を占める事業でございます。この事業の内容と、それがどこへ交付されていますか。5年間で大企業と中小企業に分けて、それぞれの件数、金額、割合の推移について教えてください。

以上、1回目の質問です。

○光好博幸委員長 25件の質問でございます。

答弁を求めます。

川本副理事。

○川本生活環境部副理事 それでは、質問番号1番、コミュニティセンター管理事業で、コミュニティセンター建設に向けての令和6年度の取組についての御質問にお答え申し上げます。

令和6年度の取組といたしましては、年間を通して（仮称）味生コミュニティセンターの実施設計を行つてまいりました。また、コミュニティセンターの建設用地につ

ましても、不動産鑑定を行った上で令和6年9月に当該土地を購入し、同年10月に所有権の移転登記を行っているところでございます。

以上でございます。

○光好博幸委員長 坂本課長。

○坂本市民課長 それでは、市民課に係ります2点の御質問に御答弁申し上げます。

まず、質問番号2番、自衛隊名簿提供に関する数値やその取組、工夫についてでございます。

まず、名簿提供数でございますが、令和4年度分が1,621名、令和5年度分が1,578名、令和6年度分が1,569名、令和7年度分が1,542名となっております。

次に、除外申請数でございますが、令和4年度分が14名、令和5年度分が9名、令和6年度分が9名、そして、令和7年度分が7名となっております。

次に、自衛隊に対する名簿提供や除外申請についての取組や周知、その工夫についてでございますが、令和6年度には12月2日から2月28日までの3か月間を除外申請の受付期間といたしまして、広報紙やホームページへの掲載のほか、市役所窓口や市内公共施設にチラシを配架したところでございます。

また、新規の周知といたしまして、多くの市民が行き交うJR、阪急、モノレールの市内各駅にポスター掲示を行ったほか、申請の利便性を図るためにオンライン申請も新たに導入したところでございます。

続きまして、質問番号3番のマイナンバーカードに関する御質問についてでございます。

マイナンバーカードの令和6年度末の数値でございますが、まず、申請数といた

しましては、これまで8万5,731件受け付けまして、申請率は99.3%となっております。

次に、交付数といたしましては、これまで7万5,319枚を交付いたしまして、交付率は87.2%となっております。

次に、マイナンバーカードの廃棄状況でございますが、こちらに關しましては、新型コロナウイルス感染症拡大抑制対応の一つといたしまして、国から廃棄しないよう通知がございましたので、令和3年度以降は廃棄をしておりません。

次に、留置件数でございますが、1,692枚でございます。

次に、返納数でございますけれども、主に亡くなられた方の御遺族からの返還などでございますが、こちらに關しましては58枚となっております。

次に、再交付の件数ですが、665枚となっております。

最後に、保有数でございますが、これは交付数から亡くなられた方の数や有効期限切れなどによって廃止されたカードの枚数を除いて計算される数となっており、保有数につきましては、6万6,309枚であり、保有率は76.8%となっております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 妹尾課長。

○妹尾文化スポーツ課長 それでは、質問番号4番の体育施設管理委託料に關連しまして、利用者からの要望対応についてお答えをいたします。

平素から、体育施設の利用者から様々な御要望がございます。管理運営を行う指定管理者において対応可能なことは適宜実行しております。

令和6年度でございますが、鳥飼体育館

の利用団体から、メンバーの方々の年齢的なこともあっていつも使うスポーツ用具を毎回持ってくるのが非常に大変だというお話がありまして、体育館に置いておきたいという要望がございました。利用団体の皆さんと直接お話をしまして、制度上、公共の敷地内に私物となるものを恒常に置くことは困難である旨をお伝えいたしましたけれども、とてもお困りで非常に強い御要望でございましたので、指定管理者との協議を重ねまして、指定管理者の自主事業として、有料で保管スペースを設置されることとなりました。

以上でございます。

○光好博幸委員長 西村課長。

○西村保健福祉課長 保健福祉課に係ります3問にお答えいたします。

質問番号5番、災害見舞金の質問についてお答えいたします。

災害見舞金につきましては、災害により死亡された方の遺族の方、災害により傷害を受けられた方、または、災害により住宅の被害を受けた世帯の世帯主に対して、市民の生活の安定と福祉の増進に資することを目的に、それぞれ遺族見舞金、傷害見舞金、住宅被害見舞金を支給するものです。

令和6年度の支給実績としましては、令和5年11月に正雀本町で発生した火災による死亡に係る遺族見舞金が1件の30万円、令和7年2月8日に発生した庄屋の火災に係る住宅被害見舞金2件の20万円、2月12日に発生した鳥飼西の火災に係る住宅被害見舞金5件の45万円の合計95万円を支出しております。

続きまして、質問番号6番、がん罹患率についての質問にお答えいたします。

大阪府下のがん罹患率につきましては、大阪国際がんセンターのがん対策センタ

ーのホームページで公開されております。最新のデータは2019年となっており、全部位の本市の罹患率としましては10万人当たり、男性で892.3人、女性で642.0人、総数で766.2人となっており、大阪府全域では10万人当たり、968.9人、女性で682.1人、総数は819.8人であることから、単純比較しますと、府全域を下回っております。大阪府を1とする標準化罹患比を見ると本市は1.01となっており、大阪府とほぼ同等の罹患率となっております。

また、PFOAとの関連について調査等がされております精巣がんや腎がんにつきましては、本市から大阪国際がんセンター、がん対策センターに分析を依頼いたしました。1975年から2020年までの期間で、精巣がんの罹患率が10万人当たり男性1.5人、大阪府が1.9人であり、標準化罹患比が0.73、腎がんの罹患率が、10万人当たり男性が7.6人、女性が4.0人、大阪府が男性9.5人、女性が4.1人で標準化罹患比が男性0.92、女性1.10となっており、大阪国際がんセンターからは大阪府とほぼ同程度の罹患率であり、摂津市において特異的な状況は見られなかったという見解をいただいております。

質問番号7番、インフルエンザ及び新型コロナワクチンの予防接種についての質問にお答えいたします。

インフルエンザ及び新型コロナワクチンの予防接種の対象者は、市民のうち65歳以上の方、または60歳から64歳のうち、心臓、腎臓、もしくは呼吸器の機能障害、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害等により、身体障害者手帳1級に相当する障害のある方を対象としてお

ります。令和6年度のインフルエンザワクチンの接種件数は1万750人で、自己負担額につきましては1,500円となっております。

新型コロナワクチンの接種件数は4,579人で、令和6年度時点での自己負担額は3,000円となっております。また、自己負担の免除制度としては、市民税非課税世帯の方や、生活保護世帯の方等が対象となっており、事前に申請いただくことで予防接種の自己負担金を無料とさせていただいております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 細井課長。

○細井高齢介護課長 高齢介護課に係る質問6点でございます。

質問番号8番、社会福祉法人介護特例補助事業でございます。

介護保険サービスの利用促進を目的に、低所得者で一定の要件を満たす生活困難な利用者に介護保険サービスを提供する社会福祉法人が利用者負担を4分の1に軽減するものでございます。

利用実績でございますが、令和6年度は8人でございました。令和2年度は4人という状況でしたので増加傾向にあると認識しております。

また、周知につきましては、各社会福祉法人にホームページへ掲載していただいているほか、事業所のケアマネジャーや相談員から必要に応じて案内いただいております。

市といたしましても、広報せつつや市ホームページ、市内介護保険事業者ガイドブックに掲載のほか、介護保険料の本査定決定通知書に制度案内チラシを同封させていただいております。

あと事業所の集団指導というものもござ

りますので、こちらの機会を通じましてケアマネジャーに対して周知を行っていけるところでございます。

続きまして、質問番号9番、敬老事業でございます。

敬老事業につきまして、事業見直しとなる令和4年度の決算額は、敬老金で1,339万5,000円でございました。また、敬老祝い品、こちらは71万9,994円でしたので、合わせて1,411万4994円でございました。

令和6年度の長寿祝い品に係る決算額は539万8,980円となっております。

シフト先につきましては、質問番号11番になりますが、主に緊急通報装置に係るもので、内容は、携帯型機器を導入とともに、心疾患等をお持ちでない方も利用可能とし、幅広く高齢者が利用できるサービスとしたものでございます。令和6年度の執行額は258万7,360円となっております。

続きまして、質問番号10番でございます。

高齢者世帯民間賃貸住宅家賃助成制度は、高齢者の住宅支援を目的に、民間賃貸住宅に居住する高齢者世帯に対して家賃の一部を助成するものでございます。

1か月の家賃が5万円以下の世帯に対し、1か月1万円を限度として家賃額の3分の1の額を助成、市民税非課税世帯の方には1,000円を上乗せしております。

利用実績でございますが、令和6年度は243件、支給金額2,727万4,900円で令和5年度の237件2,831万200円に対し6件の増加、執行額としては103万5,300円減少しております。

周知につきましては、ケアマネジャーや民生委員、ライフサポーターなどによる案

内のほか、広報せつつ令和6年4月号での制度紹介により新たに7件の支給につながっております。

また、年度内の増減につきまして、新規件数が28件となっており、廃止は死亡や施設入所などを理由に34件となっております。

続きまして、質問番号11番でございます。緊急通報装置の件数でございます。

当初約600人という数字を設定しておりましたが、令和6年度末の利用者数は176人にとどまっております。依然として600人には及んではおりませんが、先日の委員会でも御答弁させていただきましたとおり、まだまだ制度拡充について御存じないという方も多数おられると考えております。そういう中で、継続した周知を通じて、着実に利用者の増加につなげていきたいと考えております。

続きまして、質問番号12番、高齢者交流入浴でございます。

こちらは、安威川以南地域に位置する3か所の特別養護老人ホーム等2か所で週1回、1か所で月1回の施設の浴場を開放し、65歳以上の方が無料で利用できるもので、令和2年度に制度を創設したものの、コロナ禍において実施できていませんでしたが、令和5年7月より、とりかい白鷺園にて毎週日曜日、摂津特養ひかりにて毎月第3日曜日という形で開始しております。

また、令和6年6月より、摂津いやし園にて毎週日曜日開催で開始をしていただき、現在3事業所全てで実施いただいている状況でございます。

利用実績につきましては、令和5年度、とりかい白鷺園23人、摂津特養ひかり4人の計27人の利用でございました。これ

に対しまして、令和6年度は摂津いやし園の利用はございませんでした。とりかい白鷺園で68人、摂津特養ひかりで7人、計75人の利用となっておりまして、前年同比48人の増加となっております。

最後、13番目でございます。

シルバー人材センター会員は、令和5年度が946人で就業者715人、令和6年度が会員数903人に対し就業者695人で、支払い配分金につきましては、令和5年度は4億644万405円、令和6年度が4億6,287万122円でございました。

会員1人の配分金につきましては、令和5年度が年64万4,258円、令和6年度が66万6,000円という実績になっております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 由井次長。

○由井保健福祉部次長 それでは、障害福祉課に関わります2点、14番、15番の御質問にお答えさせていただきます。

まず、14番の障害支援区分認定の区分決定の所要日数についての御質問についてお答えさせていただきます。

障害支援区分とは、障害者総合支援法におけるサービスの利用申請に対する支給を、障害や心身の状態などにより、必要な支援を1から6段階に分けた区分のことになります。介護給付事業や訓練等給付事業サービスを受ける際には区分が必要となります。

その区分決定までの流れとしましては、まず、認定調査員が申請者の自宅などを訪問し、心身の状態や生活状況などに関する80項目ほどの調査事項の聞き取り調査を行います。その後、認定調査の結果と医師の意見書を用いて、摂津市障害者介護給

付費等支給審査会において区分の認定を行います。

日数については、今申し上げましたとおり、利用者と認定調査の日程調整、また、審査会を通常月に1回開催していることから、申請から2か月弱必要となります。

続きまして、質問番号15番の御質問にお答えさせていただきます。

相談支援事業についての御質問であったかと思います。

相談支援事業は、障害者等、または障害者等の介護を行う方からの相談に応じて、必要な情報の提供等の便宜を提供するとともに、権利の擁護のために必要な援助を行うことで障害者等が自立した日常生活、または社会生活を営むことができるようすることを目的としている事業です。

障害者の相談を解決するためにありますし、相談支援専門員、障害福祉サービス事業所の職員等が障害福祉サービスに関する情報提供を行い、問題を解決することが求められます。相談支援事業の利用に要する費用としては無料となっております。

相談件数についてですが、相談支援事業の委託先と一般相談として受けている地域活動支援センターの事業の委託先と合わせて6,600件であります。

内訳としては、摂津市障害者総合相談支援センターが1,972件、実人数は263名、はあねすが2,067件、実人数は116名、あしすとが2,561件、実人数は289名となっております。

以上です。

○光好博幸委員長 仲野課長。

○仲野生活支援課長 質問番号16番、生活困窮者自立支援事業の人員体制についてお答えいたします。

1年前の令和6年の11月時点で、自立

支援プランの作成など、相談支援を担っていただいた人員につきましては、正規職員である主任相談員1名と会計年度任用職員である自立支援相談員2名の合計3名でございます。

男性、女性の数につきましては、自立支援相談員2名が男性で、主任相談員1名が女性でございました。

なお、自立支援相談員につきましては、1名欠員の状態が続いておりましたが、令和7年1月に新たに女性を1名採用しております。

続きまして、質問番号17番、生活保護における母子世帯の状況についてお答えいたします。

令和4年度は、65世帯で全体の世帯類型の構成比では5.5%、令和5年度は66世帯で構成比5.4%、令和6年度は60世帯で構成比4.7%、令和7年度は9月末現在で61世帯で構成比4.7%となっており、全体に占める割合は減少傾向でございます。

なお、令和7年8月分の概数でございますが、全国での母子世帯の構成比は3.6%となっております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 茂原課長。

○茂原環境政策課長 それでは、環境政策課に係ります2点の御質問にお答えいたします。

まず、18番目の御質問でございます。

地盤沈下1級水準測量に関する御質問にお答えいたします。

地盤沈下1級水準測量はJR東海の地下水くみ上げによる地盤沈下の影響を調査するために実施しており、JR東海は令和7年10月10日付でそのくみ上げ量等を公表しております。2024年のく

み上げ量は年間で約23.7万トン、2025年は9月末までの結果でございますが約19.5万トンという数値が公表されております。

本市の令和6年度の水準測量は市内8か所実施いたしまして、令和5年度の測量結果と比較できる時点での分析では、環境省見解の地盤沈下の注意を要する1年間に2センチを上回る沈降は見られておらず、平成29年度からの累計の変動でもそのような沈降の現象は見られないという結果になっております。

続きまして、19番目の御質問でございます。

省エネ住宅支援補助金に関する御質問にお答えいたします。

令和6年度の省エネ住宅支援補助制度を御利用いただいた世帯数としては61世帯から申請がございまして、そのうち太陽光発電設備に係る申請は33件、家庭用蓄電池システムは25件、家庭用燃料電池システムは23件ございました。

このうち太陽光発電の申請の記載の容量を見ますと、合計で180.1キロワットでございまして、令和5年度は、137.7キロワットでございましたので、このワット数は伸びている現状でございます。

また、摂津市地球温暖化対策地域計画の取組指標の一つに家庭用の住宅用太陽光発電システムの設備容量の累計を令和8年度に5,013キロワットにする目標値を掲げておりますが、環境省の自治体排出カルテでは、令和5年度のデータは5,371キロワットとなっておりまして、この指標値はクリアしている状況を確認しております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 三浦課長。

○三浦環境業務課長 それでは、環境業務課に係る2点の御質問にお答えいたします。

まず、質問番号20番、外国人へのごみ分別の周知でございますが、近年、外国人市民が増えてきていることは認識しており、集合住宅のオーナーや管理会社等から外国人の入居者に対するごみの分別を周知する方法についての相談がございます。現在は希望される方に、外国人市民への分かりやすい情報提供ガイドラインに沿って、イラストを多用し作成した摂津市のごみ分別ガイド、やさしい日本語版をお渡しし、活用していただいております。

また、新聞や缶、ビン、ペットボトルなどのイラストをお渡しし、資源かごに貼ってもらうなどして分別するべき資源ごみについて周知をしていただいております。

続きまして、質問番号21番、環境センター解体工事延期に係る経緯でございますが、環境センター解体につきましては、鶴野地域公共施設再編計画の一環として取り組んでいるところでございますが、近年の急激な物価高騰や賃金上昇の影響により、本市におきましても建設事業費が増大しております。

今後、本市の円滑な財政運営をしていくためにも、予算の平準化等を図る必要があることから、解体工事の着工を延期したものでございます。

以上でございます。

○光好博幸委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 それでは、質問番号22番、摂津市中小企業事業資金融資の過去5年間の実績についてお答えいたします。

令和6年度は25件の申込みに対し18件、1億270万円、令和5年度は24

件の申込みに対し18件、9,160万円、令和4年度は18件の申込みに対し15件、7,435万円、令和3年度は7件の申込みに対し7件、2,570万円、令和2年度は6件の申込みに対し6件、4,100万円の融資が実行されております。

続きまして、質問番号23番、創業促進補助金の内容と周知方法、そして、過去5年間の実績でございます。

この補助金は、飲食店の創業及びその後の事業継続を支援するため、創業5年以内の飲食店のテナント賃借料の2分の1、一月当たり5万円を上限としまして原則6か月間補助しているものでございます。

周知につきましては、市のホームページや事業者支援制度一覧、便利帳での周知のほか、商工会やビジネスサポートセンターでの創業相談の際や、創業関係のセミナー実施時に案内をしております。

これまでの実績といたしましては、令和6年度は2件、60万円、令和5年度は3件、79万3,200円、令和4年度はゼロ件、令和3年度は1件、30万円、令和2年度は1件、21万円となっております。

続きまして、質問番号24番、産業振興アクションプラン懇話会の開催状況と、委員の構成、任期でございます。

産業振興アクションプラン懇話会は例年、前年度の振り返り及び当年度及び翌年度の取組について議論するため、年に2回程度開催しております。

令和6年度は、第3期産業振興アクションプラン策定年でありましたので、摂津市の産業振興を取り巻く課題の整理や目標設定を行うため4回開催しております。

現在の懇話会委員の構成につきましては、中小企業診断士1名、市内事業者3名、金融機関1名、商工会から1名、大学教授

が1名、そして市内認定農業者1名の8名で構成され、任期につきましては令和8年10月1日までとなっております。

続きまして、質問番号25番、企業立地等促進事業の事業内容と過去5年間の大企業、中小企業別の実績でございます。

まず、この制度につきましては、事業所が新築、増築や設備投資を行った際に、課税される固定資産税の納税額の2分の1相当額を奨励金として交付するものでございます。年間の奨励金は1億円を上限とし、5年間交付しております。

過去5年間の実績でございます。

令和6年度は大企業11社、29件、金額2億1,622万8,536円、割合が85.3%、中小企業が14社、16件、金額が3,556万6,883円、割合が14.7%、令和5年度は、大企業9社、27件、1億6,216万7,845円で81.2%、中小企業が、16社、16件、3,764万7,429円で18.8%、令和4年度が、大企業8社、27件、1億5,493万5,089円で93.6%、中小企業が、12社、13件で1,058万7,865円で6.4%、令和3年度が、大企業9社26件で1億8,770万8,247円で96.2%、中小企業が、10社、11件、740万3,672円で3.8%、令和2年度が、大企業9社、24件、2億2,631万7,585円で96.3%、中小企業が12社、15件881万1,314円で3.7%となっております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。

増永委員。

○増永和起委員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、質問番号1番、コミュニティセン

ター事業でございます。

いよいよ建設に向けて土地も購入し、実施設計もできてということでございますが、市民の声をしっかりと取り入れることが、コミュニティセンターをいいものにしていくためにすごく重要だと認識しています。これまでに市民への説明会が何度か行われてきたと思うますが、対象者やそのとき出た意見などについてお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、質問番号2番、住民基本台帳事務事業でございます。

申請期間を延ばしたり、駅にポスターを掲示したり、申請方法もオンライン化にするなど、いろいろな工夫をして、対象者に情報を届けようと努力をしているというのはお察ししますが、実際の件数としては、除外申請があまり伸びておらず、毎年1桁台で続いています。これはやはりその対象である高校生とか、大学生に、自分の情報が外へ出されるということそのものが伝わっていないからだと思います。2021年度の第3回個人情報保護審議会において、外部提供について諮ったところ、自衛隊に情報を出してほしくない人の除外申請制度創設も諮られております。このとき審議委員から、「本件は市民と市役所との信頼関係を構築する上で非常に重要なものであると考える、可能な限り市民の方に伝わるように工夫してほしい」との意見が付されています。自分自身の個人情報が知らないうちに勝手に渡されていたというのは、若者にとって、摂津市を信頼できないという思いになりかねない重大な問題だと思っています。名簿提供の情報、そして、除外申請の用紙を一人一人の対象者に送ることができないのかということについてお聞きしたいと思います。

続きまして、質問番号3番です。

マイナンバーカードの申請について、様々な数字を教えていただきました。

申請して取得したけれども、亡くなられることももちろんあるだろうし、期限切れになるということもあるだろうし、返還されることもあるだろうし、1回お持ちにならざっとお持ちかというとそうではないと思います。保有率という数え方が出てきたと理解したわけですけれども、これからポイント還元や保険証廃止などで、マイナンバーカードをつくった方々が、カードを更新をするために押し寄せるということも有り得るし、また反対に、もう更新は要らないという方も、きっとたくさんいらっしゃると思います。マイナンバーカードをポイント還元や、保険証廃止など、事実上の強制で国民に持たせようと、国はしたわけですけれども、そういうわけにはいかなかった、時間がたてばたつほど持っていた人たちも更新できないで、持たなくなる形になってしまうと、10年たたなくとも5年たつたら電子申請としては切れていくわけです。そういう最初のもくろみがうまくいっていないというのがさらになってくると思います。更新しないと保険証として使えなくなるような話を、私はよく聞きますし、非常に心配をされておられます。推進一辺倒だけでなく、このカードの保有、取得そのものが任意の制度だということをしっかりと伝えていただきたいと思っています。また、デメリットもあると思いますので、そういうものも伝えていただいているのかどうかについてお聞きしたいと思います。

次、質問番号4番目です。

文化スポーツ課の体育施設管理事業で鳥飼体育館でロッカーをつくっていただ

いたということで、非常に喜ばれている声は私もお聞きをしております。市民の方からいろいろ要望をいただいても、指定管理の方々は決まったルールの中でしか物事をすることができず、この中から外へはみ出すことはもちろんできないわけです。指定管理の方にやっていただける範囲のことはもちろんやっていただいたらいいと思うんですけども、やはりそれだけで終わらせずに、市民の声を市としてしっかり受け止めて、何かできないかという形で動いていただいたのは、非常にうれしいと思っておりますので、ぜひこれからもよろしくお願ひしたいと思います。これは要望としておきます。

続きまして、質問番号5番で、災害見舞金給付事業です。

鳥飼地域や、正雀地域で火事が相次ぎました。その前には私の住んでいる別府地域でも結構大きな火事がありました。災害続きで本当に皆さん困られた方がたくさんいらっしゃると思っているんですけども、火事だけではなくて、ほかにも災害見舞金は使うことができるものなんでしょうか。

ふだん災害に遭わない間は、みんな市の見舞金の制度があるのも知らないんですけど、もちろん災害があったときには迅速にその制度をお伝えすることはやっていただいていると思います。自分もしくは知り合いに何かあったときに、見舞金についてホームページで検索できるなど、ふだんの制度の周知についてはどう考えておられるのか、お聞かせください。

続きまして、質問番号6番、がん検診です。

今数字をお話しいただきました。そして、大阪府とそんなに大きな差異はない、特段

変わっていないという御説明でございました。

ただし、それがPFOAとの影響であればどうなのかというところですが、これに関するところはそれが本当に言えるのかと思います。国、環境省は規定の数値を使って、PFOAとの関連で困っておられるような地域の皆さんに情報発信をして、よその地域と違いはなく、安心してもらってきて伝えたいと思うのですが、本当にPFOAとの関連で考えて、これは健康影響はなかったと果たして言い切れるのかと非常に問われる問題だと思います。そのことについて、摂津市はどういうふうに考えておられるのか、2回目お問い合わせしたいと思います。

続きまして、質問番号の7番で、予防接種の説明をいただきました。

高齢者の方は安い金額で受けられるし、非課税だったら無料で受けることができると聞いていますが、私がお聞きしている範囲でいくと、皆さん苦労されておられます。私が住んでいる別府の地域は、病院が少ないとこです。皆さんは川や道路を越えて、東淀川区にある大阪市の病院によく行かれます。この場合、予防接種のお金を一旦払わないといけません。吹田市や、茨木市の病院に通っておられる方は、摂津市と同じような形でされるのかと思います。吹田市の病院で受けるのであれば、摂津市の安くしてもらえる制度を使えますが、大阪市の病院に行くとできない実態があります。これについてどういうふうになっているのかお聞きしたいです。特に令和7年は新型コロナウイルス感染症の予防接種が8,000円になると言われていますので、いくら後で返してくれるといつても、一旦、払うのは厳しいものがあると思いま

すので、これについてお尋ねしたいと思います。

質問番号8番で、社会福祉法人介護特例補助事業です。

決算額はゼロ円だけれども、この利用者は少しづつ増えているとのお話をございました。

ケアマネジャーにも周知をしていただいているとのことでございます。

利用料減免ってなかなかできないんで、これしか今のところ制度はありません。その施設や事業所はもちろんのこと、その方の生活の状況をきっとお分かりになると思うケアマネジャーや、ヘルパーにそういう周知をよくしていただいて、ぜひもっと利用促進してもらって、介護給付を受けたいけれども、サービス受けたいけども、お金のために3回を1回にするというようなことがないように、ぜひ図っていっていただきたいと思います。これは要望としておきます。

質問番号9番で、高齢者の敬老事業です。

令和4年度は、合計で約1,411万円ということですね。今回の決算は500万円ほどと、差し引きすると800万、900万円ぐらいの金額でございます。以前お聞きしていた削減額は1,230万円ほどと伺っていました。これを削ってもそんなに大して削減できてないのに、これを削らなかんかったのかと思います。ほかの委員もおっしゃっていましたけど、現金でもらったほうがうれしかったという声はたくさん聴いています。プレゼントを非常に気に入られた方もおられるかもしれません、それぞれ好みも違い、生活の状況も違う中で、市が一律に決めるのではなくて、現金に戻してもよいのではないかと私も思っています。

このビルド・アンド・スクラップという考え方ですが、緊急通報装置でお話ししたいと思いますので、質問番号9番は、一応要望としておきたいと思います。

質問番号10番、民間賃貸住宅の家賃助成についてです。

廃止ももちろんありますから、なかなか伸びないというふうには思うんですけれども、本当に物価高騰で家賃はすごく重い負担であるので、ここに対して助成があるのはすばらしいことだと思いますので、ぜひもっとしっかり周知をしていただきたいと思います。それこそ、ケアマネジャーにもっと周知してもらえるようにお伝えいただきたいと思います。

この利用が伸びないのは、周知だけではなく、家賃の月額が5万円以上の世帯には出さないとなっています。今、5万円以下以下の家賃はなかなかなく、本当に古いおうちは取り壊されて新しくなったりしております。これも前から言っていますけれども、この上限額を引き上げて、対象者を拡大していただくことが、この事業をもっと進められる大きな突破口になるのではないかと思いますので、要望としておきます。高齢者日常生活支援事業でございますが、いつもここで聞いているのですが、高齢者の日常を支える中で、加齢性難聴の補聴器購入の補助金のことについてです。第3回定例会では請願も出て、全会一致で採択もされております。摂津市でこの制度を実現するために何がネックになっているのか、このことについてお伺いしたいと思います。

続きまして、質問番号11番で、先ほどの緊急通報装置です。

緊急通報装置にシフトと言っておられましたが、緊急通報装置の利用者数もたく

さん伸びていない。先ほど敬老事業で、祝い品にしても削減額としてあんまり大きくないということなので、本当にシフトと言えるのかなと思います。もちろん緊急通報装置をもっとたくさん的人に使っていただくことは、これからも努力をしていたいと思いますが、その前にビルド・アンド・スクラップの考え方自体が私は間違っていると思っています。紙おむつもビルド・アンド・スクラップで削減されて対象が狭められたわけですが、サービスを切られた方からすると、本当に今そのサービスがあればという声もたくさん聞いております。高齢者の日常生活を支援するというのは、高齢者の皆さんのが、元気でいきいきといつまでも暮らしていただけるための制度をつくっていくという先行投資です。先ほどの補聴器購入補助もですが、そこにしっかりと手立てを取っていただいて、削減するのではなく、それによってこれからも健康で元気で、いろんな方々とお付き合いをしながら、そういう元気な高齢者の方をたくさん増やしてくれることは介護保険や医療分野での、摂津市の負担が軽くなっていくことにつながる。市長がいつもおっしゃられるウェルビーイングは、そういうことではないかと思いますので、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。これも要望といたします。

続きまして、12番、介護予防・ふれあい事業です。

今、摂津市では、銭湯がたった1件になってしまい、安威川以南ではもうどこもありません。近くにあったスーパー銭湯や岸辺の駅にあったスーパー銭湯もなくなってしまいました。家にお風呂がない方はもちろんですが、銭湯に行くことによって皆さんと交流できますし、皆さんと一緒にお

風呂に入るということは、安心して入浴ができます。家で一人で風呂に入って、そこで倒れてみたいなことではなくて安心して入浴ができるような需要も出てきていると思っています。

最初はコロナ禍で、制度は始まったものの利用ができないということが続いており、今のお話を聞くと、だんだん利用者が増えていっているということで喜ばしいと思っていますが、この周知についてはどのようにされているのか、教えていただきたいと思います。

続きまして、質問番号13番、シルバー人材センターです。

年間の配分金、教えていただきました。4億6,000万円ぐらいですか。会員の配分金が平均66万円ぐらいで月5万円くらいになると思いますが、月5万円の方がインボイス制度で消費税を支払わないといけない立場に立たされるというのは、非常に酷なことだと思っています。

インボイス制度については、控除の制度で激変緩和みたいなものがあると思いますが一体どんなふうになっているのか教えていただきたいと思います。

摂津市としては、インボイスのためではないでしょうが、このシルバー人材センターの運営に対して、支えるという立場で何かしておられがあれば教えていただきたいと思います。

続きまして、質問番号14番で、障害者自立支援事業です。

訪問をして、その方の状態も聞いて、また、審査会にも諮って、いろいろするから日数がかかるのは分からることではないんですが、サービスを早く受けたい方からすれば、いつまでなのかという思いになられると思います。

大阪社会保障推進協議会の資料でございますが、摂津市は障害支援区分認定のところで50日から60日というところに回答されておられます。ほかの北摂の各市も大体似たようなところはあるんですけれども、池田市は新規の方に対し受給者証の交付は、30日から40日でこれができるとなっています。摂津市の場合も更新は、結構早くて30日以内ということです。摂津市は新規の方への受給者証の交付は、50日から60日かかりますが、ほかのところだと、結構早いところが幾つかあって30日から40日というところが、池田市、豊中市、それから吹田市もそうです。もう少し頑張って、早くすることができないのか、もちろん何でもいいからすぐにとはいいかないと、重々分かっており、手順が要るというのも非常によく分かっているんですけども、何らかの努力をしていただいて、早くその方々にサービスを受けていただけるようしていただきたいと思いますので、これは要望としておきます。

この受給者証については要望にしますが、身体障害者手帳のことについてもどれくらい日数かかるのか教えてください。

質問番号15番、地域生活支援事業です。相談件数が実績6,600件で、たくさんの数の相談に乗っていただいていると思います。

相談窓口へ行って、相談ができるという状況の方はもちろんいいんですが、私はなかなか相談に行けない方のお声もいろいろ聞いています。私もついていくから一緒に行こうと言っても、いろいろな理由でそこまで行けないという方々がたくさんいらっしゃるかと思います。身体的な理由もあれば、精神的な理由などいろいろな理由がありますが、相談窓口まで行けない方に

対して、どのような手立てを取っていただいているのか、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

質問番号16番、生活困窮者自立支援事業でございます。

人数を増やしていくといっていると思いますが、たくさんの相談事がきっとあるだらうと思うので、もっと人数を増やしてほしいですが、今の時点では何人になっているのかを教えていただきたいと思います。男女や、割合についても教えてください。

質問番号17番、生活保護の事業です。

高齢者の方々は、生活保護世帯が多くなっているわけですが、母子世帯は増えていないとのことでしたので、全体の割合からいくと減少しているということでしょうか。これは、摂津市だけじゃなくてほかの市もそうだとお聞きをしています。

いろいろな原因があるのかもしれません、本当は困っているんだけども保護にたどり着けていないという方々がたくさんいらっしゃるのかなと思います。生活保護の利用をためらわせる一つの要因として、扶養照会があるのではないかと思います。生活保護を受けるために、親族に扶養できませんかと市からお手紙が届く扶養照会を出されるのが嫌だという方は結構いらっしゃるのですが、摂津市は、扶養照会の回数が多いのではないかと思います。しかも支給開始のときに扶養照会は初めてのケースなので、どういう親族の方がいらっしゃるかみたいなことは調べるかもしれません、既に利用開始している方々が、扶養照会を何年かに1回でかけられるという回数が非常に多いと、大阪社会保障推進協議会の資料では出ています。ほかの市は何百件ぐらいなんですが、摂津市が1,

000件を超える数で出てきております。職員も非常に負担になっているだろうと思いますし、こんなにしないといけないのかなというのが、私は疑問です。このことについて、教えていただきたいと思います。

質問番号18番、環境測定・調査等事業について教えていただきました。JRの一級水準測量、地盤沈下は起こっておらず、くみ上げ量は最高の値までいっていませんということでした。

最高の値が年間27万トンぐらいだと思います。

ここで、ダイキンの井戸は、一般質問でもさせていただきましたが、申請が出たのは令和7年6月に入ってからでございますが、令和6年でも既に出ていたお話をしました。ダイキンと大阪府と摂津市でされておられる3者会議の中でも、新しくくみ上げ量を増やすという話がずっと出てきた中で、地盤沈下の問題、それから排水量も増え、大きく引き上げることになれば、それからまた活性炭で、イオンでPFOAを除去する作業をしてから公共下水に流すという話ですので、活性炭で吸い込んだ後、この廃棄物もたくさんになると思うんです。くみ上げ量を増やすことによっていろんな影響が出ると思いますが、このことについては話し合いをされてこられる中で、摂津市としてはどうお考えになってきたのか、教えていただきたいと思います。

質問番号19番、温暖化対策事業です。件数としては目標まではいっていないけれども、ワット数は大きくなっていますので、一応計画に対してはいけているというお話を思ったと思います。日本の計画そのものが、私は非常に低過ぎるというのがそもそもありますが、これで計画にきちんと沿っているから大丈夫と思わず、もっとし

つかりとより頑張っていただきたいというのが一点でございます。

前にも聞いたんですが、産業部門が最も排出量が多いんですよね。家庭部門は結構皆さん頑張ってくださっていると思うんですが、この産業部門への削減目標に対する取組について、産業だから、摂津市は関係がないのではなくて、これだけ大企業がたくさんある摂津市ですから、ここで大きく削減ができたら、本当に温暖化対策に貢献できると思いますが、これについてどう思われているのかお聞きします。

質問番号20番、ごみ減量推進事業です。やさしい日本語版の分別のお知らせということですが、それでは外国の方には伝わっていません。私もその冊子をいただきましたけれども、日本語で書いてあるのは分かりづらいです。さっきも言いましたように、分別をしないといけないこと、ペットボトルの日があるということはきっと分かっています。でも、それをどこへ出すのか、キャップを外す、巻いてあるラベルを外すなど、そういういろいろな細かいことがあって、私たちでもよく分からぬのですが、あとは外国の方に対して、その方のお国の言葉でお伝えすることはできないのか、国保年金課は一般質問の中で聞かれていたのに対して、外国語対応をやっているということはあったと思います。ごみの問題は御近所トラブルが一番起きやすい問題ですので、こういうところから摂津市がしっかりとお伝えすることはできないのかと思いますが、何か改善を考えておられるか、お聞きしたいと思います。

続きまして、質問番号21番、環境センター維持管理事業です。

1月に予定していた解体工事が急遽延期になりました。これは物価高騰、財政運

営の問題だということでございますが、今後どのようなスケジュールになっていくのかについてお尋ねしたいと思います。

また、土壤汚染の深度調査もされておられます、昨日も話が出ていたと思うんですけども、鶴野の環境センターの周り、市民に対しての説明ですね、それから市民の不安にどう応えていくのか、今までどうしてきたのか、今後どのようにしていくのかについてお聞きしたいと思います。

質問番号22番、中小企業金融対策事業です。

コロナの頃と比べると、大分回復をしてきた融資の件数だと思います。

しかし、コロナの頃はゼロゼロ融資などを国が行っていて、そちらを借りて助かったということですけど、今国はそういうものは何もしていない中で、私は摂津市の融資は大阪府下でトップクラスのすばらしい制度だと思っています。ここに来ないのは、周知が足りないのか、私は借りる力がなくなっている気がするのですが、国においてこれからも物価高騰に対して何も対策がないのか、市はどのように状況を見ておられるのか、お聞きしたいと思います。

質問番号23番、創業支援事業です。

家賃の補助をしていただくというのは本当にうれしかった、助かったという喜びのお声を私も聞いています。創業してまだ経営が安定していないときに、家賃を補助していただけるのは、うれしかったと伺っているので、この制度はとても喜ばれる制度であり、これは単独じゃなく、ほかにも組合せがあって使えるということなんでしょうが、2件は少ないと思います。こんなによい制度なのに、何で2件なんだろうと私は思ってしまいます。ぜひこれを周知していただいて、大変な物価高の中でも営

業を頑張っておられる、そういうところにお手伝いしますということで、摂津市としてぜひお知らせをたくさんしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。これは要望としておきます。

質問番号24番、産業振興アクションプランです。

懇話会について、1年間は今までよりも密に行ってきましたということでございました。アクションプランの中にも書いてありますけれども、この委員の方々8人いらっしゃるわけですが、その中の女性は一体何人なのかということについてお聞きしたいと思います。

摂津市は第4期男女共同参画計画というものを持っております。この中に基本的方向Ⅱの男女共同参画社会へ向けての環境整備というのがあります。そこでの各種審議会等への女性の参画率の目標値を40%にしております。摂津市のこのアクションプランの懇話会の中は一体どんなふうになっていたか、お尋ねします。

最後、質問番号25番、企業立地等促進事業です。

ずっと聞いていましたが、大企業に対しての交付金になっているんですが、金額も九十何%、八十何%が大企業ですというのが、ずっと続いています。一番最初にこの制度をつくったときには、大企業にも中小企業にも使ってもらえる制度にしましたとお聞きして、私たちも、それはいいなと思ったわけですが、今現在そういう設備投資に中小企業がかけられるのかというような問題も含めて、中小企業の利用が大幅に伸びていくということがない。反対に大企業は決算で2億円であり、それを超えて交付金が上がっているということで、ここまで交付金を出してあげないといけない

のかなと感じます。摂津市の財政が厳しいのであれば、本当にこれからも継続していくのかと思います。この企業立地奨励金の制度がいつまでかということと、もうやめるつもりはないかということについてお聞きしたいと思います。

2回目は以上です。

○光好博幸委員長 質問が20件、要望が5件でございます。

答弁を求めます。

川本副理事。

○川本生活環境部副理事 それでは、質問番号1番、これまでに行った地域説明会の対象者と、そのときに出た意見についての御質問にお答え申し上げます。

(仮称)味生コミュニティセンターに関する地域説明会につきましては、これまで基本構想に着手する前と、完成する直前、それから基本設計完成の際と実施設計完成の際の計4度にわたり開催をしております。基本構想前と完成直前の地域説明会につきましてはコロナ禍ということもあって、密にならないように人数制限をする必要がございましたので、日頃から味生公民館を利用されている公民館登録クラブや味生地域の自治会、老人クラブ、校区福祉委員会などの方々を対象に実施しました。

令和6年3月の基本設計完成の際の説明会では、これらの方々に加え、市のホームページでも説明会開催の案内を掲載し、本年2月の実施設計完成の際の説明会では、ホームページに加え、広報せつつにも掲載するとともに、建設用地向かいの市営住宅にもポスティングをし、周知を図ったところでございます。

地域説明会で出た意見といたしましては、基本構想段階では広い広場やロビーが

欲しい、防音機能を備えた部屋が欲しいといった御意見がございました。

設計段階では、広場に遊具を設置してほしいでありますとか、使用料の金額が高くならないようにといった御意見がございました。

以上でございます。

○光好博幸委員長 坂本課長。

○坂本市民課長 それでは、市民課に係ります御質問に御答弁申し上げます。

まず、質問番号2番、自衛隊の名簿提供に関するお問い合わせございます。

自衛隊に対する名簿提供及び除外申請についての案内は、ホームページへの掲載のほか、全戸配布の広報紙に掲載することで対象者本人だけではなくて、対象者を含め、その周りにいらっしゃる市民の方全体への周知を一定図ることができていると捉えております。併せて対象者である若い年齢層の利用率が高いSNSを駆使いたしまして、市公式LINEによる配信も行っており、また、先ほど御答弁申し上げましたような、様々な周知も行っているところでございます。

令和6年度提供分で9名の方の除外申請を受理いたしまして、その数につきましては、近隣他市と比較いたしまして、少ない数ではないということから、現在の方法で一定の周知が図れているものと考えております。

また、オンライン申請制度も導入したばかりということもございますので、まずは現在の制度のしっかりととした周知と運用を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号3番、マイナンバーに関する御質問でございます。

マイナンバーカードの交付を希望されない方もいらっしゃるということは認識

をしておりますので、必ずマイナンバーカードをつくらないといけないのかということであったり、カードを更新しなければならないのかという問合せがあった際には、カード作成は任意ですという回答をさせていただいておりまして、また併せて返納も可能ですということもお伝えをしております。

また、ここ最近増えてきております12月から保険証は完全に使えなくなると聞いたけれどもどうしたらいいのかというお問合せに対しましても、マイナンバーカードをお持ちでない方や、カードを持っていても健康保険証とひもづけをされていない方に対しては、各保険者から発行される資格確認書で受診ができますので御安心くださいという御回答をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○光好博幸委員長 西村課長。

○西村保健福祉課長 それでは、保健福祉課に係ります質問にお答えいたします。

質問番号5番、災害見舞金の対象と制度の周知についての質問にお答えさせていただきます。

災害見舞金は火災のほか、地震や風水害、爆発やこれらに類する市長が認める原因の災害も対象となっております。

実際に被害に遭われた方への制度の周知につきましては、防災危機管理課や消防と連携を取り、漏れのないように取り組んでいるところです。

また、平時の周知といたしましては、現在、災害見舞金に係るホームページについて、内容が金額の紹介にとどまっていることから、制度の詳細について掲載するなど、見直しを実施していきたいと考えております。

続きまして、質問番号6番、大阪国際がんセンターのデータをもって健康影響がないと言い切れるのかというお問い合わせですが、現在、国が、PFOAに係る様々な知見の集積を行っているところであります。本市として、今回の精巣がんや腎がんについての分析結果のみをもって健康影響の有無について言及することはできないと考えております。あくまでも本市の健康状況の現状を把握するためのものであると考えております。

また、委員がおっしゃったように、環境省はPFOAによる健康影響の不安が上がっている地域においては、地域保健を担当する自治体が地域保健活動の一環として、健康指標に関する既存統計等を用いるなどして、当該地域の健康状況を把握し、地域住民に向けた情報発信をすることが望ましいとしていることから、現在、分析結果を市のホームページで公表するための手続を行っているところです。手続が完了次第、市民へ情報発信をしてまいりたいと考えております。また、今後も既存統計を用いるなどして情報発信することで、市民の不安を取り除く一助としてまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号7番、大阪市内の医療機関におけるワクチン接種の手続についての質問にお答えいたします。

委員がおっしゃったとおり、吹田市や茨木市は相互乗り入れの覚書を本市と締結しており、摂津市内の医療機関と同じ手続で接種ができるようになっております。

しかしながら、大阪市につきましては、本市を含めてどこの自治体とも相互乗り入れを実施しておられないことから、今後も覚書の締結は難しいと考えております。

本市といたしましては、市外での接種に

係る申請等の手続の郵送対応やオンライン化を図ることで、実際に市役所の窓口に来ていただかなくても手続を進めることができます。

また、北摂での相互乗り入れの制度について、高齢者に係るワクチンの全てについて参加するなど、様々な手法で市民の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 細井課長。

○細井高齢介護課長 質問番号10番の加齢性難聴者に対する補聴器購入助成制度についてでございます。

助成制度の創設に当たりましては、市としての助成制度ではなくて、国において対応することが望ましいとの基本的な考え方はございますが、他市の状況を踏まえた上で、市として助成制度を創設した場合、補聴器の購入に際しましては、日本耳鼻咽喉科学会が委嘱する補聴器相談医に相談の上、専門知識と技能を持った認定補聴器技能者が在籍する店舗で使用者個々の聴力に合わせた調整を何度も行う必要があると認識しております。

そのため、導入におきましては、補聴器相談医と認定補聴器技能者の確保はもとより、本市も含めた三者の連携体制の構築が重要になると考えております。

続きまして、質問番号12番、高齢者交流入浴の周知でございますが、高齢者のための福祉サービスをまとめた冊子に掲載し、ライフソポーターなどを通じて市民配布するほか、可能な限り広報せつに毎月掲載して周知をしております。

質問番号13番目のシルバー人材センターのインボイスとの関係でございます。

まず、シルバー人材センターの会員につ

きましては、年間課税売上げが1,000万円以下でございますので、現行の消費税制度におきましては、納税義務が免除される免税事業者という扱いになってございます。

令和5年10月、インボイス制度が導入されました。免税事業者であるシルバー人材センターの会員は適格請求書を発行することができず、シルバー人材センターは仕入れ税の控除ができなくなり、消費税といった新たな負担が生じております。

先ほど委員の御質問の中で御紹介がありました。経過措置というものがございまして、段階的な猶予期間が設けられております。

内容は令和5年10月1日から令和8年9月30日までは控除割合が80%、令和8年10月1日から令和11年9月30日までは控除割合が50%になっております。

現行の消費税10%がかからてくるのは、令和11年10月1日からとなっております。そのため、令和6年度、1回目の御質問で御答弁させてもらいましたが、令和6年度で配分金が約4億6,300万円となっておりますので、現在の控除割合80%を当てはめますと、負担は約930万円となっております。

このような状況でございますが、インボイス導入に伴いまして、会員に新たな負担が生じるのかどうかという御質問でございました。シルバー人材センターでは新たな納税コストが発生しておりますが、会員に直接転嫁することなく、最低賃金を下回ることのないよう、対応いただいております。

なお、公共発注の事務費率がございますが、こちらについて、以前は5%という比

率でございましたが、現在は8%で対応させていただいております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 由井次長。

○由井保健福祉部次長 それでは、障害福祉課に関わります2回目の御質問に御答弁させていただきます。

まず、障害者手帳の交付の所要日数についての御質問であったかと思いますが、新規の療育手帳の交付については、市役所での申請の受付後、18歳以下はこども家庭センター、そのほかの方は障害者自立相談支援センターで判定を受ける必要がございます。申請から交付までにはその結果三、四か月かかります。そのことから、更新については、4か月ほど前から御案内をさせていただいています。

精神障害者保健福祉手帳につきましては、診断書、もしくは障害年金証書を添付して、大阪府こころの健康総合センターへ申請を行うこととなります。日数としてはおおよそに二、三か月かかります。そのため、こちらに関しては3か月前から更新の受付を行っております。

最後に、身体障害者手帳につきましては、大阪府が指定している指定医の診断書に基づき、身体障害者福祉法に基づいて、法の表及び認定基準に掲げる障害程度に応じて市が判断し、交付をいたします。日数としては1か月ほどとなっております。

なお、診断書と認定基準等に疑義が生じた際には、診断書発行の医療機関への確認や、大阪府において審議会等での判断を行っていただくことから、日数は長い場合で数か月要します。

続きまして、質問番号15番の2回目の御質問に対して御答弁申し上げます。

相談支援方法としては、来所相談、電話、

電子メールでの相談も可能であります。また、訪問にて相談を受けていることもございます。電話相談が全体の37%を占めています。

以上です。

○光好博幸委員長 仲野課長。

○仲野生活支援課長 質問番号16番、生活困窮者自立支援事業についての御質問にお答えいたします。

現在、自立支援プランの作成など、相談支援を担っていただいている人員につきましては、正規職員である主任相談員1名と会計年度任用職員である自立支援相談員3名の合計4名でございます。

男性、女性の数につきましては、4名のうち自立支援相談員1名が男性で、主任相談員1名と自立支援相談員2名の合計3名が女性でございます。

続きまして、質問番号17番、生活保護に関する御質問にお答えいたします。

扶養照会につきまして、令和5年度は3,055件、令和6年度は3,290件実施いたしました。

扶養照会は経済的な支援だけではなく、精神的な支援も期待して行っておりますが、対象者の抽出から書類の発送、確認など、ケースワーカーの負担になっている部分もございます。

今後の扶養照会におきましては、ケースワーカーの負担の軽減を観点に、他市の取組状況を踏まえて実施する予定でございます。

○光好博幸委員長 茂原課長。

○茂原環境政策課長 質問番号18番でございます。

当該市内化学メーカーの揚水量増加の計画に関する御質問でございました。

過去の大阪府が主催する神崎川水域P

F O A 対策連絡会議の場で、当該市内化学メーカーからは遮水壁設置に伴い、揚水量を増加させなければいけないという御報告がございまして、これに伴いまして浄化設備の増強も行う予定であるということを確認しております。

また、委員御指摘のように採水量が増えれば、それに伴い浄化ための廃活性炭等が増加することが予想されます。廃活性炭等は産業廃棄物に当たり、それを所管する大阪府への確認では、当該廃活性炭等は環境省が示しております P F O S 及び P F O A 等含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項に基づいて処理されていることは確認しております。

引き続き遮水壁工事は、現在進行中でございますので、当該市内化学メーカーの対策状況につきましては大阪府とともに確認してまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号 19 番目の御質問でございます。

地球温暖化対策に係る事業者支援に関する御質問にお答えいたします。

環境省のデータからは、基準年度 2013 年度に対して最新の 2021 年度では、家庭部門での削減率は 37.3% 、産業部門では 40.5% と、産業部門の削減はより進行しているという状況でございますけれども、議員からも御紹介がありましたとおり、産業部門の排出量については一番多いという状況でございます。

産業部門の補助に対しては、国や府の補助事業が充実しております、例えば大阪府では、中小企業向け、中小事業者高効率空調機の導入支援事業補助金等がございます。市の計画では、施策として環境エネルギー分野への地場企業への取組支援としまして、省エネ対策や温暖化対策等に関

しての支援制度について、事業者へ情報を発信していくことがうたわれております。これを踏まえて産業振興課の協力も受けながら、産業振興課が発行いたします事業者向けの制度を案内する便利帳に令和 5 年度から特集記事として脱炭素経営を始めませんかと題しまして脱炭素に取り組むメリットや、国、大阪府による事業者向けの補助制度の紹介記事を掲載しているところでございます。

また、令和 6 年度には、地域脱炭素推進コンソーシアム、関西まちWe '11との連携協定の締結に向けた協議を進めてまいりました。令和 7 年度の話になりますが、関西まちWe '11 と令和 7 年 5 月に連携協定を締結し、J-クレジットを活用した太陽光発電設備の設置促進プロジェクト、関西エナワを開始しております。

関西エナワでは、事業者が一定の条件を満たす太陽光発電設備を設置した場合にインセンティブが働く仕組でございますので、間接的ではございますが、事業者支援にも寄与しているものと認識しております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 三浦課長。

○三浦環境業務課長 それでは、質問番号 20 番でございます。

ごみを減量し、リサイクルを推進するためには、ごみの適正分別は欠かせません。そのため今後増加すると想定されます外国人市民へのごみ分別の啓発が必要になってくると考えております。啓発につきましては、母国語で行うことが最も効果的であると考えておりますが、様々な国や地域出身の外国人市民がおられることから、個々の言語で啓発するということは現実的には困難でございます。そのため、外国

人市民に対する効果的な啓発方法につきまして、近隣市の状況を参考にしながら今後検討してまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号21番、環境センター解体の今後のスケジュールでございますが、環境センター解体に向けて、まずは環境センター敷地内にあるパッカー車用の洗車場及び資源ごみ等の保管用倉庫の移設、収集拠点及び環境業務課事務所の移転が必要となります。

洗車場及び倉庫の移転先といたしましてはリサイクルプラザを予定しており、収集拠点及び環境業務課事務所の移転先は本庁を予定しております。

これらの移設、移転が完了の後、環境センターを解体する予定でございます。

現在のところ、令和9年度からの環境センター解体工事発注に向けた解体工事発注仕様書の作成業務を進めており、併せて環境センター解体工事等に係る費用の概算見積りを取得しているところでございますが、社会経済情勢や本市の財政状況を踏まえ、適切な時期に解体工事に着工できるよう、引き続き取り組んでまいります。

また、環境センター敷地の土壤汚染調査でございますが、今年の8月23日に環境センター土壤汚染深度調査の結果についての説明会を開催し、近隣住民を中心として8名の参加がございました。

住民からは地下で検出された汚染物質が流出することや、環境センター解体時の周辺地域への健康被害を心配する意見をいただきましたが、流出等のリスクがないよう、しっかりと土壤汚染対策を検討する旨、解体時にも周辺への影響が可能な限り出ないように対策を検討する旨を説明いたしました。

なお、土壤汚染対策につきましては、環

境センター解体工事に併せ、土壤汚染区画の未舗装区画の舗装を行い、封じ込め措置を行う予定としており、その後の公園整備の際には盛土を行うことも検討しております。

また、公園整備後は利用者に安心して利用していただくためにモニタリングの実施についても検討してまいります。

以上でございます。

○光好博幸委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 それでは、質問番号22番、事業者融資制度に関する国の方策と現状をどう見ているかという点でございます。

新型コロナウイルス感染症の流行により、令和2年から始まりました実質無利子無担保のゼロゼロ融資及びその返済に対応するための借換え保証が令和6年6月に終了しております。

現在、国のセーフティネット保証につきましては、業績が悪化している業種を対象といたしました5号認定のみとなっておりますが、申請件数はごく少数でございます。

委員がおっしゃっていたように、本市の融資制度につきましては大阪府内でもトップクラスの有利な条件でございますので、これを活用していただきまして、引き続き事業者の経営安定化及び健全な発展を支援したいと考えております。

続きまして、質問番号24番、産業振興アクションプラン懇話会委員における女性の割合ということでございます。

委員8名のうち、女性の委員は1名となっております。

懇話会の委員につきましては、主に団体等の代表者から、特に男女を区別せずに選任しているため、代表者に男性が多く、こ

のような構成割合となっております。

摂津市男女共同参画計画におきまして、各種審議会等への女性の登用率を40%という目標に設定していることにつきましては認識しております。次回の改選時にはこのような背景を踏まえまして検討してまいります。

続きまして、質問番号25番の企業立地等促進事業についてでございます。

摂津市企業立地等促進条例につきましては、令和8年3月31日までとなってございます。

この制度につきまして、令和6年度には大企業2社に対しまして、新規立地によります奨励金の支給を開始しております。その2社のアンケートの回答によりますと、企業立地に当たりまして、他市の支援措置との比較を行ったとの回答を得ております。

現在、奨励措置の効果などについて検証いたしまして、今後の制度の在り方について検討しているところでございます。

以上でございます。

○光好博幸委員長 質問の途中でございますけど、暫時休憩します。

(午前11時53分 休憩)

(午後 0時58分 再開)

○光好博幸委員長 休憩前に引き続き再開します。

増永委員。

○増永和起委員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

まず、質問番号1番の味生コミュニティセンターです。

住民への説明会、私も1回出たことがありますので、皆さんの御意見も聞かせていただきました。その中もやはり使用料が高過ぎると使うことが難しくなる、安くして

ほしいという声も伺っています。これから条例をつくっていかれると思うんですけれども、別府のコミュニティセンターも含めて料金を安くすべきということは、市民から強く求められていることだと思いますが、どう考えておられるのか、お答えをお聞きしたいと思います。

次に、質問番号2番です。

自衛隊に対しての若者の名簿提供です。

住民基本台帳法第11条では閲覧のみを認めております。まだ係争中でございますが、2024年の3月に18歳の高校生が、奈良市を相手取って自分の個人情報を勝手に出されたということについて裁判を起こしています。自分自身の個人情報を勝手に外に出されることについては非常に強い怒りを感じると言われています。自衛隊法の97条の第1項と第120条で、自衛隊が市町村に対して名簿提供を求めることができる根拠が記載してあると自治体の皆様はおっしゃられますが、これは自衛隊側が求めることができるという内容のものであって、自治体がそれに従わなければならぬということではありません。やはり住民基本台帳法の閲覧のみという、この法の制度をしっかりと守っていただきたいです。そもそも自衛隊に名簿を出すということをやめてほしいと思いますが、せめて除外申請をつくったなら、それはしっかりと御本人にお伝えをして、除外申請の用紙も送って、その判断をまずはしてもらうということをやらなければいけないのではないかと私は思っているわけです。本人にしっかりと知らせるなどをやらないで、除外申請制度をつくりましたということでは伝わりません。よその市と比べて申請件数に大差はありませんとおっしゃいましたが、件数は1桁です。これは本当

に皆さんが除外申請制度という情報を知って、もう私の個人情報を自衛隊に出してよいと受け止めるのか、そこは私は違うと思います。本人にまず制度の周知を行うことは最低やらないといけないのではないかと思います。今、各市町村も徹底的な周知についてなかなか足を踏み出しています。それはなぜかというと、自衛隊に情報提供を行っていることを知られるのが怖いからだと私は思っています。だからこそ外回りのことばかりはやるのですが、本人に直接知らせないという、そういう非常にまどろっこしいやり方をわざわざ選んでいるのは、この事実を知られて、18歳の奈良市の高校生のように、若者から怒りを買うのが怖いのではないかと思っています。まずはしっかりとお知らせをして、除外申請の用紙をお届けし、オンラインでもできるようにしてくださっているんですから、郵送で返ってこなくても、若い方ならオンラインで返事をしてくれるかもしれませんので、しっかりとそこをやっていただきたいと思います。15歳の情報を名簿提供したことがニュースで流れています。これは茨城県でございますけれども、中学生の生徒に対して募集を行ったということで、自治体が名簿を提供してしまっていて、これに対して自衛隊が謝罪をするという事態になっています。これは先ほど言った自衛隊法でも扱うことができないことになっているのに、情報提供を行ってしまいました。自衛隊が要請することだから何でもかんでも応じていると、こういう事態も招きかねないということは、しっかりと摂津市も注意をしていただきて、そもそも名簿提供をやめることを求めておきます。要望とします。

続きまして、質問番号3番、個人番号カ

ードの問題です。

任意の制度であるということも伝えていただいてはおっしゃいました。私も聞きますが、保険証が使えなくなってしまう場合のお話を、本当に皆さん恐怖に感じておられます。そうではないということを、市民課でも言っていただいては、引き続き市民に対して丁寧な説明をしていただきて、決して強制するものではないということをしっかりとお伝えいただきたいと思います。要望とします。

質問番号5番、災害見舞給付金についてです。

火災だけではなく、いろいろな災害に対してこれは使える制度だということで、周知についても工夫していただけるということですので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。消防や防災危機管理課ともしっかりと連携をしていただいているということですので、引き続きよろしくお願ひいたします。要望です。

質問番号6番、がん検診事業でございます。

精巣がんや腎がんなどについての分析結果についてはお伝えするけれども、それがPFOAとの関連があるかという話です。摂津市としては大阪府下と変わりがないからといってPFOAについての健康影響が摂津市では出でていませんということは言えないと思っておられると理解をいたしました。その立場をしっかりと取っていただきたいと思います。

皆さんにお配りをいたしましたこの資料でございますが、データで見る摂津市における死亡統計において2015年から2019年までの分を、厚生労働省が出し

た資料をG Dフリークというところが作成をしたそうです。開いていただくとグラフが出てまいります。摂津市の男性の心疾患、急性心筋梗塞、これで亡くなった方が高リスクと書いてあるところ、127.8%となっていて、断トツに高リスクであるということが分かるという内容でございます。女性も高いです。心疾患、急性心筋梗塞については、イタリアのヴェネト州でPFOAに関する裁判が行われましたが、企業は有罪になりました。排出した企業はもう既に倒産をしていますが、三菱商事がそこに関わっていて、その役員をしていた日本人も有罪になっています。そこでは大変な汚染があって、その後、地域の死亡原因を研究しておられた研究者の話として、心疾患で亡くなつておられる方が非常に多いということを、NHKスペシャルで報道していました。先ほど大阪府下と比べて精巣がん、腎がんはそんなに多くはないというようなお話をしたが、心疾患や心筋梗塞については、摂津市は非常に高いということが事実としてあるわけでございます。

ただ、私はこれがPFOAが原因だと言えるのかということで考えれば、これはそんなことは言えないと思っております。血液検査も何にもしない中で、この一般的なデータだけを用いてPFOAとの影響があるとかないとかということは簡単には言えないことだからです。国は、環境省は、既存のデータで安心させましょうと言っておりますが、既存のデータで本当に安心ができるのかといえば、これは国が、環境省自身が、健康影響に関しては知見がまだ多く集まっておらず、定まってないので基準がつくれないということを言っているわけです。影響があるのかないのかとい

うことについて、はっきりしたこと言えない自分たちでおっしゃっているのに、既存で持ってきた数値で、PFOAについて影響があるのかと言われて、あり、なしについては、何とも言えません。健康に影響は見られなかつたということを岡山県吉備中央町で血液検査をした後に、町が発表しまして、町民から大変な批判を食らいました。それはしっかりととした科学的な知見なのかということを言われて、血液検査はしていますけど、対象とした地域を、比較しようとした血液検査はしていないわけですよ。その中で、大分ずさんなデータをつくったということもあって、非常に批判を食らい、岡山県吉備中央町は、何も健康影響が今の状態を言つているだけで、これがこれからも全く影響がないというわけではないなど、いろいろな言い訳をホームページで書かざるを得ないということになりました。

ぜひ、科学的な立場に立ってデータを扱っていただきたい。私もこの資料を出しましたけど、これをもってPFOAの影響があるとかないとか、摂津市はこんなに心筋梗塞が多いとは言つべきではないと思っておりますので、皆さんもしっかりとそこは踏まえていただいて、これから情報を出すときにもきちんとその立場で行っていただきたいと思います。

そして、科学的な血液検査、疫学調査をまず国がしっかりとしていただきたい、そして今回の定例会で私たち市議会は、大阪府に対しても同様に行つよう意見書を出しましたけど、岡山県吉備中央町ができたのだから、摂津市ができないわけはないので、摂津市もしっかりとそこを決意していただいて、市民の不安に応えて、摂津市として血液検査をやることを要望としておき

たいと思います。

続きまして、質問番号7番、予防接種の件ですが、大阪市は要望をしても応えてくれないと前からお聞きしている話ですが、市民が困っているわけですから、摂津市だけではなく、大阪市と接している市は、皆1回は払わないといけないのは非常に大変だということは一緒だと思うので、ぜひ大阪市にも言っていっていただきたいと思いますし、近隣他市の中ではしっかり連携していくというお話でしたので、ぜひお願ひしたいと思います。

また、新型コロナワクチンをもっと安く受けさせてほしいというのは、国にもぜひ言ってください。よろしくお願ひします。

続きまして、質問番号10番です。

高齢者の補聴器購入助成のお話でございます。

摂津市には、技能者等がいるお店がなく、医者もいないと、今まで聞いてきました。以前に北摂で連携を考えてほしいこともお話ししましたが、北摂各市が足を踏み出しているという状況の中で、話がなかなか進んでいないのかなと思います。

もちろん一番いい形でスタートすれば万々歳なんですが、やはり今回も請願が出て、市民も待ち望んでいる状況ですから、まずはできるところから第一歩、補聴器の購入助成制度をしっかりつくっていただいて、摂津市が先陣を切れば、北摂他市も時代の潮流に乗って、やらねばならないという機運が高まり、連携することに対しても前向きに考えてくれるようになってくると思います。北摂は他市がやっていないから、うちも足踏みしているだけじゃなく、まずは第一歩を踏み出すということをぜひやっていただきたいと思いますので、要望としておきます。

次に、質問番号12番、高齢者交流入浴の件です。

これは非常に頑張っていただいていると思います。月1回の実施であるところを何とかここも1週間に1回ぐらいにしていただけだと、生活リズムの中に風呂屋に行くというのが入ってくると思うんです。月1回だとイベントみたいになりますので、ぜひそうしていただけたらなと思います。しっかり周知をしていただくのと同時に、安威川の以北にはないということも考えていただきたいと思いますので、要望といたします。

質問番号13番、シルバー人材センターの件です。

摂津市は、シルバー人材センターが負担をかぶっているということでございました。会員にはそういう負担を押しつけないということでしたが、全国のいろいろなところでは、なかなかそうはいっていないよところもありまして、シルバー人材センターは発注者と会員の間をつなぐだけの制度にしてしまうということも聞いています。発注者は、自分たちのする仕事に対してインボイス、適格証明書を発行してくれるところを選ぶことになるわけです。税額控除できるからです。そういうのをもらえない人は税額控除ができないから、自分たちが消費税を余計に払わないけないから発注が来ないということにもなるから、今度は会員たちに、あなたたちがその消費税分を、免税業者、5万円しか月もらっていない方に対して、消費税を払ってくれというふうな話になってしまいます。消費税を払われないのであつたら、もう仕事がこない状況になることも今伺っています。摂津市では、そのようなことがないように、いよいよ100%かかってくるのが、目の前

に迫ってくると思いますので、ぜひしっかりと支援をしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。要望とします。

次は、質問番号14番、障害者手帳の件でございます。

やはり発行まで大分日数がかかるんだなと思います。大阪府も関連していて、摂津市だけの努力では前には行かないということもよく分かりますが、やはり障害をお持ちの方は手帳取得に対して、早く欲しく、早くサービスを受けたいなど、いろいろ手帳を使ってということがあると思いますので、これも大阪府に対してしっかりと要望していただいて、短縮できるようお願いしたいと思います。要望とします。

次は、質問番号15番の地域生活支援事業です。

本当に相談したいけれども相談できるところへ行くことができない。体の問題、心の問題など、いろいろなことが理由で、電話やメールを希望される方もいらっしゃるという中で、電話が多いというお話をしました。

さらに、そういう方のところに訪問へ行って、相談に乗っていただけるということを聞きましたので、非常に心強く思っています。ぜひ寄り添った対応をしていただきますようよろしくお願ひいたします。要望とします。

次は、質問番号16番、生活困窮者自立支援です。

現在の支援をしていただける職員体制ですが、男性1名、女性3名ということです。女性特有の相談に乗れる方をとずっと申し上げていた身からすると、非常にうれしいと思います。DVを経験された方は、相手の職員の方が優しい方であったとし

ても、男性というだけで、体が震えるということもお聞きする場合がありますので、やはり女性の職員が増えているというの非常にありがたいと思います。

ただ、女性ばかりになっても、男性の方に相談に乗っていただけるほうが安心する場合、男性特有の相談ももちろんあると思うので、その辺はぜひ比率も考えて、また仕事量をしっかりと見ていただいて、副市長もこの場にいらっしゃいますので、増員が必要な場合は、しっかりと増員をしていただいて、私からもお願ひしたいと思います。これも要望とします。

続きまして、質問番号17番、生活保護でございます。

扶養照会に関しては、前向きに検討していただいていると思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

また、以前に医療を受けるときの交通費、移送費について、摂津市は支給が少ないということを言わせていただきました。本当に交通費を払っていただいているかと話もしました。交通費が出せないから病院に行かれないということになっては本当に本末転倒だと思うので、これは改善いただいていると認識しておりますので、引き続きしっかりと交通費が出せているかと、御本人さんが提供できることを知らないという場合もありますので、ぜひそこは気を配っていただきたいと思います。

健康で文化的な最低限の保障であるこの生活保護の制度、今回、安倍政権の下で行われた保護基準の引下げに対しても最高裁がそれは違法だったという判決を下しました。そして、その後どうするかについては、国は動きを取っていませんでしたけれども、やはり生活保護基準を、引下げ

される前にしっかりと戻し、その間の部分をしっかりと保障するなど国はしていかなければいけないと思います。本当にしんどい物価高騰で、大変な状況の中ではあります、保護基準が引き上がるよう市からも求めていただきたいと思います。また、ケースワーカーの増員に関しては、前回の委員会でも出されておりましたが、やはりケースワーカーが燃え尽きてしまうことにならないように、しっかりと人員体制を取っていただきたいと思います。一旦100人から切って一人当たり80人に近づくところまで下がってきたのに、保護世帯の方が増えてきたから仕がないんですけれども、やはりそれだったら職員体制をもう少し増やしてしっかりとケースワーカーに関わっていただきたいですし、女性のケースワーカーの複数配置ということを求めてきましたけれども、さらに人数を増やしていただけたらと思いますので、要望といたします。

質問番号18番、環境測定・調査等事業です。

先ほども言いましたけれども、ダイキンの井戸のくみ上げ量が増えていくにつれて、地盤沈下の心配だけではなく、排水量の増加、廃棄物の増加が見込まれることは、摂津市も分かっているというお話をあつたと思います。

濃度の目安は守りたいと言っておりますが、濃度を守っても排水の量が増えたら実際に出ていくPFOAの量は増えるわけです。これは困ることで、下水からまた流れ、そこからあちらこちらガランド水路にも流れてくるわけです。単に濃度だけを見るのではなく、しっかりとここは総量についても増えないようにぜひ見ていくいただきたいですし、本当にそれだけ莫大な

くみ上げが必要なのかどうなのかということについてもしっかりとチェックをしていただきたいと思います。

また、廃棄物の件ですが、廃棄物が大量に出たら、今全国で1,100度を超えると、PFOAは分解しないと言われていますけど、そういう処理ができるところは限られていると私たちは聞いています。ダイキンの分ばかりやるわけではきっとないと思いますが、今までの6倍ぐらい大量に出てきて、最高量をくみ上げたら、やっぱりそこは本当に大丈夫なのかというのをきっちと見ていただきたいと思います。岡山県吉備中央町で起こった活性炭放置のために水源が汚されてしまって、吉備中央町の方々の飲料水、または血液濃度まで非常に高かったというようなことにならないために、そこはしっかりと見ていくいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。要望とします。

質問番号19番、温暖化対策事業です。私が企業の方にも働きかけてと言ったのは、摂津市が企業に対して、温暖化対策で支援策をつくってほしいということではないです。大企業は自分たちでどうしたら省エネ対策ができるのかというのを考えておられると思いますので、それを話し合って、しっかりと促進して、大企業がこんなことしてくれているという広報を、摂津市も一緒にしたらいいいじゃないですか。この後の質問で出てくる立地奨励金をたくさんもらってるわけです。その中には摂津市の、産業振興に寄与するみたいなことも書いてあります。産業振興と違うかもしれません、環境にも寄与してもらおうじゃないかと、ぜひそういう申入れをしていただいて、大企業がこれだけ頑張って省エネに取り組んでいるということを実現してい

ただきたいと思いますので、これも要望とします。

質問番号20番、ごみ減量推進事業です。外国人へのごみ収集の周知ということですが、全ての外国語を何とかしてほしいと言うているわけではありません。摂津市にたくさん暮らしておられる方々は、どういう方々が多いのかというのが分かると思いますので、まずはそういう方々に対応する外国語のごみの周知方法を考えてほしいです。実際には、外国人の方は、ペットボトルと一緒に洗剤の容器のなんかも入れているケースが見受けられます。私も実際にやさしい日本語を読ませていただきましたが、読んでも分からないです。しっかりとそこの母国語で書かれていたらもう少し理解が進むのではないかと思うし、摂津市ももう少し細かいことを書いていけるのではないかと思いますので、このように分別してください、このごみの出し方は違いますというような細かい記載をするようぜひ取り組んでいただきたいと思いますので、要望としておきます。

質問番号21番、環境センターです。

今後のスケジュールはお聞きしましたが、その後に物価高騰や財政運営がというお話がありました。一般質問で給食センターの3年延期は、3年だけなのかという質問をさせてもらいましたが、そのときにも3年ですとはっきりはおっしゃらなかつた。財政状況を見てというようなことが後に返ってきました。この解体工事も今のお話ですと、もしかしたら1年じゃないのかという思いも私たちには湧いてきます。ころころ方向性が変わるのがよくないと思います。もちろん財政状況や、今の日本の経済状況そのものが揺れ動いている中ですから、しっかりとしたことが言えな

いというのも分からぬでもないですが、一定市民に対してこういうふうにしていきますと言ったことがころころ変わると信頼関係が崩れていくと思いますので、その点についてはしっかりと皆さんの中でも、また、議員に対しても情報を共有していただきながら、どういう形を取っていくのかというのをじっくりとではあります、しっかりと市民に広報もしながら進めていっていただきたいと思います。

また、土壤汚染の問題についても非常に心配されておられますので、これからもしっかりと説明会を開いていただき、地域の皆さんのが不安に応えていただきますようにこれは要望としておきます。

質問番号22番、融資の問題ですが、私は、摂津市の融資は大阪府下でトップクラスだと思っていますので、しっかりと周知をしていただきたいと思います。今、中小企業の廃業、倒産が相次いでいますので、そういうことにならないためにも、こういう制度があるということを伝えていただき、国に対して要望を出していただきたいです。コロナのときはいろいろと要望を出したので、この物価高騰で悲鳴が上がっているにも関わらず、何もしないでいいのかということについてはぜひお願ひしたいと思っています。

また、摂津市としても融資以外でも中小企業の皆さんを応援する制度を、この物価高騰の中で何とか乗り切ってほしいと思いますので、要望します。

質問番号24番、産業振興アクションプランの件でございます。

この産業振興アクションプランに関する委員8人の中で女性が一人ということでございました。市が掲げる目標値40%からは大変かけ離れていると思います。私、

このアクションプランを読ませていただきましたが、最後に資料が載っております。その資料に、お一人の委員の方がいろいろ分析を書いておられます。アクションプランに対しての分析がどうかというのは、専門家でもないのでそれについてしっかりと意見が言えるということはないんですけども、その中に2024年度だったと思いますが、若年女性が50%を切るくらい少なくなると、その自治体が消滅する可能性が高いということが書いてありました。批判も何もなくそこは引用されておりましたが、この若年女性が少なくなると自治体が消滅することは、その当時ニュースにもなりまして、批判もすごく上がったと思います。何で女性だけなのかについて、無批判にそれを書いてしまっているということについて、懇話会の中に女性がお一人しかいらっしゃらなかつたからとか、そういうことを言うつもりではないのですが、男女共同参画計画を掲げてやっていく摂津市ですから、女性経営者の方も、中小企業だけではなく、家族従業者の方もいらっしゃいますし、女性の方々もその中小企業としての営みを担っておられる方々もたくさんいらっしゃる中で、このアクションプランのここを読んだときにどう思われるのかということを私は非常に心配いたしました。

さらに、この文章を読みますと、国立社会保障・人口問題研究所が将来の人口推計を公表しているということで、その後にさつき言った若年女性の人口について書かれているわけなんですが、国立社会保障・人口問題研究所は人口推計をしましたが、そこが若年女性の問題を言っているわけではありません。若年女性の問題を言ったのは、それを受けて、民間有識者でつくる

人口戦略会議というところが発表したわけです。委員に意図はなかったのかもしれません、まるで国が言っているみたいな感じにここだと読みます。いくら資料だからといっても摂津市が出すものですから、これからはしっかりと気を配っていただきたいと思いますし、若年女性の問題で言いますと、これは共産党の新聞赤旗の調べでございますけれども、この当時、2024年4月、744自治体が50%減少するといって、人口の消滅都市だと言われたんですけど、若年男性の人口が半減する自治体も726あるんですね。そのうち男女とも半減すると予測されるのは672自治体ということで、若年女性、子供を産むのは女だというその考えでこの女性の数を出されたのかもしれませんけれども、そこはきっと市が出す文章でしたら、こういう問題についてどう捉えるのかということを市として考えていただきたいと思います。若い方々がその地域でしっかりと生活をしていけるように、よそへ流出しないように、そういう自治体の取り組み方というのは女性だけがターゲットではないと思います。しかも子供を産むという、そういうことと直接絡めてというのは違うと思います。

もう一つは、国全体で若い方々が家庭をつくりたり、子育てをしたりしにくい状況というのが今ございます。そういう中で、地方自治体だけにそんな問題を押しつけていいのかというのもあると思います。

様々言いましたけれども、私が言ったことを頭に留めて、考えていただきたいと思いますので、この質問はこれで要望といたします。

最後に、企業立地等促進事業でございます。

令和8年3月31日までもうすぐです。私はそんなに厳しい財政だと思っていないんですけれども、でも皆さんそうおっしゃいます。そういう中で、この奨励金の制度をどうしていくのか、私はやっぱり大企業に対して支援をするんではなくて、本当に苦しんでいる中小企業に、産業振興を図るのであれば、そこを下から温めるような制度を大いに進めていっていただき、財源もそこに使うようにしていただきたいと思って、3回目の質問を終わります。

○光好博幸委員長 質問は1点ですか。

答弁を求めます。

川本副理事。

○川本生活環境部副理事 それでは、質問番号1番、コミュニティセンターの使用料を安くすべきであるというお問い合わせございました。

別府コミュニティセンターの使用料が高いというお声があるということは我々も認識はしています。利用者の皆様にとりましても、使用料はできるだけ安くという、思いを持たれることは当然だとは思っております。しかしながら、施設を維持管理し、運営をするには一定のコストがかかってまいります。利用される皆様につきましては、やはり受益者負担として、ある程度の額の御負担をお願いすることは御理解いただきたいと思っております。

令和8年度には(仮称)味生コミュニティセンターを設置するための条例改正を行う予定としております。使用料につきましても、その際に設定することとなります。他の公共施設とのバランスも考慮しながら検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。

増永委員。

○増永和起委員 以前は、この質問をすると、別府のコミュニティセンターが高いけれども、味生のコミュニティセンターをつくったら、そのときに条例もつくるから、そこで対応していくというようなお話をいただいていたんですが、大分風向きが変わってきたと思っています。使用料が高くなると利用率が下がります。何遍もここの委員会で、別府のコミュニティセンターの稼働率が悪いという話が、いろいろな方々から出ています。そんなに悪いかと私は思います。ロビーでは非常に活発な活動がいっぱいされていて、イベントもいっぱいやって、多くの皆さんに愛されるべきコミュニティセンターになってますが、お部屋を使うのは料金が高くて使用できないということで、登録クラブも減少しています。使用料が高過ぎると、利用率が減るわけですから、歳入としては、どっちもどっちという話になるわけですね。ぜひ味生のコミュニティセンターとともに別府のコミュニティセンターも新しい条例でしっかり料金を引き下げていただきますよう、最後に求めて、私の質問を終わります。

○光好博幸委員長 増永委員の質問が終わりました。

ほかに質疑がございましたら、挙手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○光好博幸委員長 ないようですので、認定第1号の質疑をこれにて終了いたします。

暫時休憩いたします。

(午後1時37分 休憩)

(午後1時38分 再開)

○光好博幸委員長 それでは、再開します。

認定第6号の審査を行います。

本件につきましては補足説明を省略し、質疑に入ります。

村上委員。

○村上英明委員 3点ほど質問させていただきます。

まず、1点目は歳入の部分でございます。

70ページですが、パートタイマー等の退職金共済掛金というのがあるって、決算額が275万円でございます。

1番目の質問といたしまして、この関連事業者が26だったと思いますが、職種について、1回目お尋ねをさせていただきたいと思います。

2番目、今度は歳出でございますが、決算書の72ページでございます。

パートタイマー等退職給付金でございますけれども、決算額が457万9,400円となっております。事務報告書に退職給付者数が18名で載っているかと思いますが、予算は800万円組まれています。この差についてどういう認識でおられるのかということで、お尋ねをさせていただきます。

3番目、決算書の72ページ、このパートタイマー等退職金共済積立金というものがあります。最初の積立金につきましては、決算書で308万円ほどであったと思いますが、歳入で、積立金の繰入金というものは33万円ほどの決算でございまして、その差額は275万円です。今回基金積立てが増額になったというような数字になっておりますけれども、その中でパートタイマー等の積立金の残高が2,918万円になっているかと思います。この積立金と繰入金の差額について、財政上、どう認識しておられるのかお尋ねをさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○光好博幸委員長 3点の質問でございます。

答弁を求めます。

鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 それでは、まず村上委員の御質問の1点目、加入者の職種、関連事業者の職種ということでございます。

業種別的人数構成で申し上げさせていただきます。

まず、建設業の事業所数が3事業所で、構成比率でいいますと11.5%となっております。

それから、製造業が8事業所で30.8%、運輸・通信業が1事業所で3.8%、それから卸、小売、飲食業が2事業所で7.7%、サービス業が6事業所で23.1%、教育学習支援業が1事業所で3.8%、その他の職種が5事業所で19.2%となっております。

続きまして、2点目です。

決算書72ページ、歳出のパートタイマー等退職給付金の予算と決算の差額の認識でございます。

こちらにつきましては、退職給付金でございますので、加入されている方が退職されるかどうかというのは、予算の段階では不透明なところでございます。そのため、過去の退職者の割合や傾向を見ながら、平均したものをお算計しております。給付金につきましては、実際退職されましたら既定の給付金を給付しているものですので、どうしても差が出てしまうということでございます。

続きまして、3点目の共済繰入金と歳出の共済積立金についての差額でございます。

まず、歳入の共済の繰入金は、実際退職

された方にお支払いする退職給付金に充てるための繰入れでございます。一方で、歳出の共済積立金は、お預かりした掛金につきまして、積立金に積み立てて運用しているということになりますので、その性質の違いによる差でございます。

以上でございます。

○光好博幸委員長 村上委員。

○村上英明委員 2回目は少し改めて2点ほど質問させていただきたいと思っております。

この1点目の歳入の件で、共済掛金ということで26業種の中の職種を今御答弁いただきました。ある程度幅広い職種になっているのだと思いますが、これまでこの委員会でも、共済会に入っておられる事業所数については、本当にどうなんだろうということも議論されて、要は市内で分母が約4,000を事業所数の中からということであるかと思いますが、会社でも中小企業の退職金共済や、ほかの形など様々にある中で、市が少し携わっているこういう共済掛金というのは安定性もあるかと思います。しかし、被共済者数が少し減ってきているというのが現実かなと思います。令和6年度末では109名だったと思いますが、この被共済者数についての認識を改めてお答えいただきたいと思います。

2点目のパートタイマー等の退職金給付金の件でございます。

先ほど退職をされる方がどれだけおられるのかという想定の世界であるということありますので、その差額なんだろうと思います。事務報告書等を見ますと、令和6年度で退職された方の最高加入期間20年5か月ということであったと思います。その中で掛金についてもあるんですが、この運用ということでいけば、自分の

掛けた掛金プラス7万3,300円というのが出てきているのかと思います。この共済は永続性が本当に必要なことだと思うんですが、どういう認識でおられるのか、2回目お尋ねさせていただきたいと思います。

3点目は要望なんですが、この基金というのはある程度持っておくべきだろうと個人的には思っております。逆に、この基金が下がってくれば、心配するところもあるんですが、退職に充てる給付金と掛金のバランスでこの基金の増減が出てくるというような御答弁だったと思いました。財政上運営できる基金の積立てをしっかりと注視していただきたいということで、3点目は要望とさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁を求める。

鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 それでは、1点目の加入者109名ということで、感覚的に少ないということについての認識でございます。

本市のパートタイマー等退職金共済制度につきましては、掛金が一律2,000円で、低額で退職金の準備を行えることが一つのメリットであると捉えております。

一方で、国が整備しました中小企業退職金共済制度、中退共という制度がございますが、こちらにつきましては、正職員の場合でしたら最低5,000円からの掛金にはなりますが、国がつくりました共済制度ですので、こちらも確実に退職金の準備ができる制度と思っております。市としましては、基本的には中退共の制度に御加入いただくことが望ましく、従業者にとっても望ましい形なのかと考えております。5,

000円が最低金額になりますので、そこまで御用意できないところにつきましては少なくとも退職金について準備していただきたいということで、2,000円という低額で御加入いただける制度を市として準備しているということでございます。

2点目のパートタイマー等退職金制度、市の制度についての永続性についての認識ということでございますが、先ほど共済掛金と給付金とのバランスのお話をいただきましたが、この共済制度につきましては、掛けいただいた以上に退職給付金に充てるという制度でございますので、マイナスになることはございません。年度末に加入されている皆さん全員退職されたと仮定して支払わなければならぬ退職給付金を計算いたしまして、もし不足する場合につきましては、一般会計からの繰入れによりまして退職金を全て賄えるような形で積立てをしておりますので、皆さんに確実に退職金を支払いできる形の準備はしております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁は終わりました。
暫時休憩します。

(午後1時51分 休憩)

(午後1時52分 再開)

○光好博幸委員長 再開します。
山本副市長。
○山本副市長 委員の皆さんも御存じのように、今、パートタイマー、中退共という制度がございます。中退共は制度的に多分後から出てきた制度でございますので、本市のこの独自の制度は、それ以前からございます。また、掛金のほうも、今、担当が申しましたように、国は一番安いのが5,000円だから、本市の場合は2,000

円の低額です。だから企業によりまして、御負担が5,000円の場合大変で、やはり継続するためにしんどいというようなこともあるかと思いますので、本来であれば国がそういう制度をつくったときにいろいろ考えたんですけども、継続するということも市内企業の社員に対する退職金制度の継続性ができるかということで、今現在継続をしております。

それと、もう一点、いただいた掛金は、当該年度で歳入としておきます。だから予算書に歳入ということで掛金として計上しています。その分はもし当該年度に退職されますと、いただいたお金はそのまま退職金として払いますが、通常大体数年後に退職となります。いただいた当該年度のお金は積立金に一旦お金を積みまして、その方が、その企業が掛けられたお金は一旦積立金として積ませていただいております。だから、その分はその社員が退職されるときに、この積立金から繰り入れるという形で、繰り入れさせていただいて、それをもって退職金をお支払いするということで、その積立金の残高というのは、企業さんが社員のために歳出として市に納めていただいて、その分を一旦プールをしているというような積立金でございますので、我々のほうがその積立金をどうのこうのというのではなく、会計に入れさせていただくときはその社員が退職するときのみでございますので、その辺りもよろしくお願ひいたします。

○光好博幸委員長 答弁は終わりました。

村上委員。

○村上英明委員 確かにこのパートタイマーの共済掛金の歴史が古いということと、この掛金も2,000円というのはもう何十年も続いているような状況でござい

ます。そういう中で、ほかの中退共云々の共済会は、掛金も高いということで、逆に言えば、高く払えばもらうときも多くのもらえるのかもしれないけども、そういう選択肢というのはパートタイマーというか、その社員の判断ということになります。ただ、原資割れは絶対しない保証というのが一つのメリットでありますので、そういうこともしっかりとPRを進めていってもらいうながら、今回も退職された方、最長20年勤務ということでありましたので、そういう長年勤めておられても、この共済退職金がずっと続していくというような保障がありますから、そういう安心感も含めてこれからPRもしていっていただきたいということで、この1番目と2番目を兼ねて要望とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○光好博幸委員長 村上委員の質問が終わりました。

そのほかに質疑はございませんか。

増永委員。

○増永和起委員 パートタイマーの退職金についてでございますが、事務報告書を見させてもらいますと、事業所が一つ減って、退職給付者数が18名ということになります。これはその一つの事業所が減ったためにこの18名に払うという形になったのか、それはまた別の話なのか教えてください。

○光好博幸委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 それでは、事業所数の増減と退職金の関係でございます。

事業所数、令和6年度中の動きをいたしまして、事業所に関しましては二つ、2事業所8名の新規加入がございました。一方で、1事業所が市外に移転されたため脱退

ということになっております。

それから、退職金支払い18名についてですけれども、先ほど申し上げました事業所、市外転出した事業所の6名に対して退職金を支払っております。それ以外の12名につきましては、通常の加入されている事業所の退職になっております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。

増永委員。

○増永和起委員 新しい事業所も増えたということで、周知してほしいと言うていたので非常にうれしいと思います。

一つ減ったのも市外への転出ということで、やむを得ない事情なのかなと思います。

退職給付の中には転出した事業所の分もあったし、ほかにもいらっしゃったということですけれども、先ほど村上委員から、長く勤めたらそれだけのメリットがあるというお話も市のパートタイマーの魅力だなと思いますけど、先ほどお話にもあったかと思いますが、掛け捨てにならないというか、中退共は確かに何年間以上勤めないことには、掛けてきた分が返ってこないというのがあったと思います。でも、摂津市の場合は、掛けた分はきっちり返ってくると、途中で短い期間で辞めたとしても返ってくるというのがメリットだと思っておりますので、ぜひさらに周知を広げていただいて、たくさんの事業所に入っていただけるように努力してもらいたいと思います。

以上です。

○光好博幸委員長 増永委員の質問が終わりました。

そのほかに質疑はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○光好博幸委員長 質疑なしと認め、認定第6号の質疑を終わります。

暫時休憩します。

（午後2時 休憩）

（午後2時1分 再開）

○光好博幸委員長 再開します。

認定第4号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

光田委員。

○光田あまね委員 決算概要218ページの保険給付事業についてお伺いいたします。

傷病手当金が執行率ゼロ%になっていますが、この点について理由をお伺いいたします。

○光好博幸委員長 以上、1点ですね。

答弁を求めます。

畠原課長。

○畠原国保年金課長 それでは、傷病手当金についての御質問にお答えいたします。

国民健康保険の傷病手当金については、摂津市新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する規則に基づき、被用者が新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり、感染が疑われることにより、労務に服することができなくなり、給与等の全部、または一部の支払いを受けることができなくなった場合に傷病手当金を支給するものです。

令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において、2類から5類へ引き下げられ、国民健康保険における国による財政支援措置も、令和5年5月7日までに発症したものが対象と

なりました。

国による財政支援措置が終了することに伴い、本市においても、国の適用期間に合わせ規則改正を行いましたが、傷病手当金の消滅時効は対象となる療養日の翌日から起算して2年間であり、入院が継続する場合、最長で発症から1年6か月適用となるため、令和6年度についても予算措置を行っておりましたが、申請がなかったことから執行率がゼロ%となったものでございます。

以上です。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。

光田委員。

○光田あまね委員 ありがとうございます。時効等の関係で申請できる期間、予算措置をしていた結果として申請がなかつたために、執行率がゼロ%になったということで理解いたしました。

2類から5類へ引き下げられたとはいって、まだコロナの脅威は去っていないですし、不意に感染してしまい、会社を休まなければいけない、それによってお給料が下がってしまったときの生活の保障として、国の財政支援措置が終了したとしても、摂津市におきましてはしっかりとカバーをされるという点では安心材料だとも思います。

対象になっているけれども手続がまだという方がいらっしゃるかもしれませんですし、摂津市国民健康保険として申請できる期間は予算措置をしていただいているということで大変安心いたしました。ありがとうございます。

以上です。

○光好博幸委員長 光田委員の質問は終わりました。

そのほかに質疑はございませんか。

大川委員。

○大川ゆり委員 私からは2点質問させていただきます。

まず1点目、決算概要216ページ、賦課徴収事業費に庁用器具費がございます。消耗品と区別されたいわゆる備品を購入する費目になると思いますが、何を購入されたのか、お伺いしたいと思います。

次に、2点目です。

決算概要220ページ、事務報告書217ページ、特定健康診査等事業費で、特定健康診査等委託料があります。

令和6年度の特定健診受診状況がどうだったのか、受診率と受診率の年度比較についてお伺いいたします。

以上、1回目です。

○光好博幸委員長 2点の質問でございます。

答弁を求めます。

畠原課長。

○畠原国保年金課長 それでは、私から1点目の庁用器具費についての御質問にお答えいたします。

購入した備品としましては、保険料の口座振替受付用端末を2台でございます。口座振替手続用として、キャッシュカードを本端末に通し、暗証番号を入力すると受付が完了するものです。市では、平成23年10月から導入しておりますが、令和7年度末にFOMAサービス終了に伴い、使用できなくなることから、新たな通信に対応した端末に更新し、口座振替業務の効率化を図るものでございます。

以上でございます。

○光好博幸委員長 田村参事。

○田村国保年金課参事 2点目の特定健診の受診状況について答弁を申し上げます。

令和6年度の特定健診受診率としては、暫定数値となりますが27%であり、例年の傾向から考えますと、最終的な法定報告値としては33%前後に落ち着く見込みでございます。

年度で比較しますと、コロナ禍前で一番受診率が高かった令和元年度が31.5%、コロナ禍後で一番受診率が高かった令和5年度が32.4%となっておりまして、令和5年度と比較しても受診率は上昇する見込みです。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。

大川委員。

○大川ゆり委員 ありがとうございます。

それでは、2回目の質疑としまして、まず1点目の質問は、要望とさせていただきます。

口座振替用端末を2台購入されたということで理解いたしました。窓口で使用する端末ということですので、紙での登録に比べ手続の時間も短縮されるものと思います。

引き続き業務の効率化の観点から活用を推進していただき、また、備品ということになりますので、長期間の使用が可能となる丁寧な管理をお願いいたします。

以上、要望といたしまして1点目を終わります。

次に、2点目です。

令和6年度の健診受診率につきましてはよく分かりました。ありがとうございます。

上昇見込みとのことで、そのような原因と考えられることや、受診率向上のために取り組まれた点などがあれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。

田村参事。

○光好博幸委員長 田村参事。

○田村国保年金課参事 2回目の質疑に答弁を申し上げます。

受診率が上昇する見込みとなった要因や取組についてです。

令和6年度の健診受診率向上の取組としましては、令和7年2月に5回目の実施となる出張健診を実施いたしました。

その際、例年の受診会場である新鳥飼公民館と別府コミュニティセンターのほか新たに安威川公民館を追加した3か所で実施いたしました。地域に出向き、健診受診機会をより多く設定できたことが多くの方の受診につながったと考えております。

また、その他実施項目を満たしておれば、職場健診や人間ドックの結果を提出することで特定健診の受診とみなすことができますので、電話等で特定健診の受診勧奨を実施する際の健診結果の提供案内の実施等が、受診率上昇が見込まれる要因になったと考えております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。

大川委員。

○大川ゆり委員 ありがとうございます。

それでは、3回目の質疑としまして、要望とさせていただきます。

令和6年度は健診の受診をしやすいように出張特定健診の実施場所を追加されたということで理解いたしました。やはり身近な場所での受診のしやすさというのはすごく大事だと思いますので、実施場所の選定における工夫もぜひとも継続していただければと思います。

また、みなし健診の勧奨にも努められて

いるということで、市の保健事業の充実にもつながることですので、こちらも継続して取り組んでいただくようにお願いいたしました、私からの質問を終わります。

○光好博幸委員長 大川委員の質問が終わりました。

そのほかにございませんでしょうか。

村上委員。

○村上英明委員 では、延べ8点の質問をさせていただきたいと思っております。

全て決算書でいかせてもらいます。

まず1点目、歳入で18ページのところでございます。

保険料に関しましては、収入未済額というのが現年分と滞納繰越分で掲載されていますけども、この収入未済額というのは、当該年度の収入として調定をした額におきまして、5月末までの出納期間に納入されなかった分が計上されたということだったと思います。特にこの令和6年度は途中でマイナ保険証に移行するような年度ということですが、1回目の質問といたしまして、納付されなかった方に対しては、資格証明書や、短期証の発行ということになってくるかと思いますが、それぞれの発行件数をお尋ねさせていただきたいと思います。

二点目、18ページで、保険給付費等交付金の特別交付金という中に保険者努力支援分というのがあります。決算では4,395万5,000円ということで、当初予算よりも多くこの努力支援分ということで数字上明記をされております。これは歳出の保険事業の財源の一つになるのだと思います。当初予算のときに、予防健康づくりといった医療費の適正化等々の取組に対しての評価についての保険者努力支援分ということであったかと思います

が、1回目、増額となった内容についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

3点目、歳出でございますが、24ページで、委託料の中でコンビニ収納代行業務委託料というのがあります。予算よりも若干決算が低いということではあります、ほぼこの予算を立てたときの想定内の決算になったと思います。これはコンビニでの納付用払いの際の件数に応じて代行業者にお支払いをするということだと思いますが、決算を踏まえて利用件数と収納率向上への関係性も含めて、この認識についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

4点目、24ページで、電話催告等業務委託料というのがあります。これはほぼ、予算のとおり決算になっているわけでございますが、平成22年の8月頃からこの業務は実施されてきたと認識しているわけでございます。これは保険料未納者の方への納付勧奨ということであるかと思いますが、これも決算を踏まえて納付額と収納率向上への認識についてということと、あと電話をかけた件数と納付の関係についてお尋ねさせていただきたいと思います。

5点目、26ページで、国民健康保険事業費納付金の中に、医療費給付分と後期高齢者支援金等分と介護納付金分の三つがあり、負担金、補助及び交付金があります。その中でちょっと御質問させていただきたいのは、収入の面との絡みが出てくるんですが、収入では医療と後期高齢と介護、この三つを足した収入済額というのが17億1,425万4,815円になっております。

その一方で、納付金が24億8,110万3,476円ということで、要は収入済額よりも納付した金額のほうが7億円ほ

ど多く出ています。差額分の7億円ほどの財源は、どこから捻出されたのかということで1回目お尋ねをさせていただきたいと思います。

6点目、先ほど、特定健康診査等委託料の関係で、御質問、質疑がありましたので、この件については要望させていただこうと思います。

健診率は33%ぐらいということになります。その中で、この受診につきましては、この事務報告書では男性が1,300人と女性が1,610人ということになりますし、その中でも、合計2,900人ほどの受診者数の中で1,100人が70歳から74歳の方ということになっておりますし、また、令和5年度で先ほど受診率がちょっと高くなかったという話もあったんですが、受診者の数だけを見ると、受診状況は各年代で減っています。ただ、一つだけ増えているという年齢区分もありますので、しっかりとこの健康診査をやっていっていただきたいと思います。また、もう一点は要望になるんですが、介護もそうなんですが、様々な健診で、ずっと摂津市も他市に負けないぐらいされている思っていますが、そのお陰で、医療費が下がったとか、例えばこういう健康度が上がったとか、そういう指標になるものが分かれれば、この健診事業をやっていく度合いは深まってくると思いますので、今後、見えるような手法といったものを検討していくだけたらと思います。また、その指標の目標値が出てきて、医療費が削減できたとか、例えば通院されている回数が減ってきたとか、それが見えてくれば、この予防事業というのは、もっとこういうことも取り組んだらどうかとか、また議論にも出てくる資料にもなってくると思うので、こ

の辺は考えていいってもらえたらいとおもいますので、よろしくお願ひいたします。

7点目、26ページ、人間ドック等補助金というのがあります。決算では622万860円ということで、この人間ドックにつきましては、平成30年度から事業実施をされていると思います。今は上限が2万6,000円まで補助しますという制度なんですが、脳ドックについては、令和6年度に新設をされた制度ということで、上限が2万円で、件数は58件と事務報告書にあったかとに思います。1回目の質問いたしまして、決算での支出、約622万円というこの支出における人間ドックと脳ドックの実績をどう捉まえておられるのかということをお尋ねさせていただきたいと思います。

8点目、28ページ、糖尿病性腎症重症化予防事業委託料というのがあります。これ予算、決算、同じ金額が計上されているわけでございます。

これにつきましては、令和5年度まで14名の方が面談や電話等での保健指導を実施をされたというようなことであったかと思います。その中で、令和6年度の決算に当たって、事業実施の内容と、事業の予防への認識についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○光好博幸委員長 質問7点、要望1点でございます。

答弁を求めます。

畠原課長。

○畠原国保年金課長 それでは、要望を含めて8番目までの御質問のうち、1番目から5番目までの御質問について私からお答えさせていただきます。

まず1点目、未納の保険料があった場合

の短期証であったり、資格証明書というお問い合わせございます。

法改正によりまして、令和6年12月2日より、マイナンバーカードを健康保険証として利用するマイナ保険証へ移行されることとなりましたが、この法改正前につきましては、保険料の未納世帯と接触を持つことを目的として、通常の1年間より短い半年間の有効期限の保険証、いわゆる短期証というものがございました。

また、やむを得ない事情がないにもかかわらず、保険料を滞納している世帯に対しては、保険証の代わりに資格証明書というものを交付しております。

この資格証明書につきましては、医療機関で提示した場合でも、医療機関の窓口にて一旦10割、全額の支払いが必要となつてまいります。

なお、法改正により、短期証も資格証明書も廃止されておりますが、資格証明書については特別療養費の資格確認書という名称で仕組みとしては残っております。

お問い合わせございます令和6年度末時点での有効期限内の保険証を持つ世帯で申し上げますと、短期証については425世帯、資格証明書については7世帯となっております。

続きまして、2点目の保険者努力支援分の内容についての御質問にお答えいたします。

保険者努力支援制度につきましては、医療費適正化の取組や、国保制度固有の構造的問題への対応等の実施状況に応じ、保険者としての努力を評価し、都道府県及び市町村に対して交付されるもので、今回、歳入で受けているものについては市町村分ということで、市町村に対して交付されているものでございます。

4,395万5,000円の内訳としまして、取組評価分が3,160万円、それから事業費分として1,235万5,000円となっておりまして、予算との乖離につきましては、主に取組評価分として、取組評価結果がよく、予算額以上の歳入があったことによるものです。

具体的には、令和6年度については後発医薬品、ジェネリックの使用割合が向上したことに対する取組等が評価され、府内43市町村の中で9位ということになった結果でございます。

続きまして、3点目のコンビニ収納代行業務委託についての御質問にお答えいたします。

コンビニ収納につきましては、平成24年4月から導入しており、決算額については、コンビニ収納代行業者への件数に応じた委託料となっております。

コンビニ収納は納付書での支払いがコンビニができるもので、令和6年度の利用件数としましては2万1,922件でございました。

そのうち令和3年度から始まったキャッシュレス決済の利用件数がございまして、こちらが4,296件となっております。

全体の利用件数としては、令和5年度が2万2,145件で、前年度比では微減となっておりますけれども、このキャッシュレス決済では、令和5年度が3,527件ということで、前年度比で申し上げますと769件の増となっており、被保険者が減少する状況を踏まえると、利用は増加傾向にあるものと捉えております。

金融機関や市役所の営業時間内に行けない方が近くのコンビニで納付ができ、また、キャッシュレス決済においては、スマ

ホがあれば自宅にいながら納付ができるということで、国保の窓口においても、仕事帰りにコンビニで支払えるので便利だといったお声を伺うこともございます。

多様な支払い方法の一つとして、被保険者の利便性向上に寄与しているものと考えており、収納率向上にも一定結びついてくるものと考えております。

続きまして、4点目の電話催告業務委託についての御質問にお答えいたします。

電話催告等業務委託につきましては、保険料未納者に電話で納付勧奨等を行うコールセンター業務の委託となっております。

令和6年度の架電件数としましては1万4,595件で、前年度比で180件の増、また架電によりお支払いのお約束をいただいた金額については、令和6年度が3,616万6,509円ということで、前年度比で176万4,799円の増となっております。

初期滞納者の納め忘れが原因となる滞納の早期解消を図るためにも、また、納付相談につなぐという意味でも、コールセンターからの架電というのは重要でございますので、引き続き実施してまいりたいと思います。

続きまして、5点目の事業費納付金についての御質問にお答えいたします。

お問い合わせの事業費納付金についてでございますけれども、こちらは平成30年度から都道府県が、国保財政の運営主体を担う仕組みとなりまして、市町村で徴収した保険料等については事業費納付金として都道府県へ納めることとなっております。

この事業費納付金の算定方法は、国のガイドライン、基本的な考え方等が示されており、詳細については都道府県ごとに運営

方針を定めています。

算定に当たっては、全体経費である大阪府全体の保険給付費等の支出から公費等の収入を差し引いて残る保険料で賄うべき総額、こちらが基礎となりまして、所得水準や被保険者数、世帯数などに応じて、市町村ごとに計算されて毎年度示されるというものになっております。

事業費納付金の財源の主な内訳としましては、委員からもありましたように、その保険料、算定保険料以外に、主には一般会計からの法定繰入れである保険料軽減のものになりますけれども、保険基盤安定繰入金の保険者支援分であったり、そういうものが主な財源となっております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 田村参事。

○田村国保年金課参事 6点目は御要望ということでしたので、7点目及び8点目について答弁を申し上げます。

まず、7点目の人間ドック等助成の実績についてです。

令和6年度の人間ドック助成件数は198件、助成額は507万9,230円でございました。被保険者数が減少している状況ではございますが、助成件数は、令和5年度から25件増加しました。

次に、脳ドックの助成件数は58件、助成額は114万1,630円でございました。初年度のため前年度比較はできませんが、予算上の想定よりは伸び悩んでいると捉えています。

次に、8点目の糖尿病性腎症重症化予防事業の事業実施内容と予防への認識についてです。

令和6年度につきましては、摂津市保健センターに保健指導と栄養指導を委託しております。

抽出条件に該当している国保被保険者の方に案内を送付し、本人の参加希望意思の確認と、主治医からの事業参加の同意が得られた11名の方に対し、面談や電話等での保健指導等を実施しております。令和5年度までは1年目の方を対象に保健指導、2年目以降の方に栄養指導を実施しておりましたが、初年度に保健指導を受けてから翌年度以降の栄養指導に参加される方が減少する状況がありました。

実際に栄養指導に参加された方からは、調理実習やフォロー事業において好評をいただきましたので、令和6年度からはプログラムを一部変更し、初年度から栄養指導を実施いたしました。

これらの取組の結果、令和6年度においても、事業参加者に新規人工透析移行者はおりません。

また、国保被保険者全体で見ましても、令和6年度末時点の人工透析患者数は、令和5年度末と比べて20名ほど減少している状況ではございますが、引き続き糖尿病性腎症重症化予防を重要な課題と位置づけ、人工透析への移行者数を少しでも減らすことができればと考えております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁は終わりました。

村上委員。

○村上英明委員 それでは、1点目の収入未済額の件でございます。

国民健康保険を国民皆保険という、みんなで保険料を納めて、みんなでこの医療費等々に使うというのが基本的な考え方でありますので、そういう意味では、収入未済あるいは不納欠損とならないように、被保険者の方の生活状況は様々にございますけども、しっかりと納付勧奨していただきたいと思いますし、単純計算でいけば、

この収入未済額、あるいは不納欠損をもし全額を納付していただいたという仮定でいけば、国保加入者の世帯数で割ると単純に言つたら1万4,400円ほど保険料が安くできることにもつながってくると、数字上では見えると思いますので、特に国民健康保険は国民皆保険という制度をしっかりと根底に置いて、これからも収入未済額、不納欠損等々の解消への取組をお願いをしたいということで要望としておきたいと思います。

2点目、保険者努力支援分でございます。

これは、保険者というか、国保の職員の方々も含めて一つは努力した、一般の会社で言えば営業努力みたいな感じかと思うのですが、そういう一つ一つの収入源となるようなものを工夫していただいたということで、評価ができると思います。こういう取組といったものをこれからもしっかりと工夫していただきながら、国保の財政運営に取り組んでいただきたいということで要望としておきたいと思います。

3点目、コンビニ収納代行業務委託料の件でございます。

件数的には下がったということでございますが、その一方で、キャッシュレス決済が増えてきたと思います。先ほど言つていただいたように、キャッシュレス決済はどこにおられようが、要は24時間納付ができるということでございます。収納率向上という面では、かなりこの事業がいいこととしてやっていただいているんだろうなと思いますので、コンビニ収納やキャッシュレス決済等、収納率向上への施策を工夫していただきたいということで要望としておきたいと思います。

4点目、電話催告の件でございます。

この件につきましては、件数的にも、金

額的にも令和5年度に比べて増えたということでございます。ただ、相手方の状況は電話ではなかなか分かりづらいという面もございますので、しっかりと相手の状況を見い出して、生活状況もありますから、その注意もしていただきながら、収納率向上への取組を継続していただきたいということで要望としておきたいと思います。

5点目、国民健康保険事業費納付金の件でございますが、単純にこれを保険料の収入だけでいくとなると、収入を上げないといけないことに直接結びついていくと、数字上は見えているのかと思うんです。ただそれはそう簡単にできるものではないということでございますので、先ほど言つていただいたように、一般会計の法定内繰入金ということも含めながらこの財源をつくっていただきて、今広域化でやっていますから、そういう事務処理も含めて、事業も含めて支障のないよう取組をこれからやっていただきたいということで要望としておきたいと思います。

7点目、人間ドックの件でございます。

人間ドックにつきましては、通常の病院に行ったときに6万円から8万円ぐらいかかると思うのですが、その中で約3分の1であるこの2万6,000円の補助ということですから、この補助をいただけるというのは、受診勧奨という面ではいいのかなと思います。こういう制度をつくってくれたということは、本当にありがたいということで市民の方からも御意見をいただいているところでございます。

そしてまた、もう一つの脳ドックにつきましては、通常の病院等でいきますと4万円から5万円ということであるかと思いますので、半額近くを補助していただき

いることにもなりますので、予防につながっていく施策として取り組んでいただきたいと思うんです。先ほど脳ドックが、予想よりもちょっと伸び悩みというような御答弁もございましたので、2回目は、その要因についてどう考えておられるのかということと、その対策についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

8点目、糖尿病の件でございますが、人工透析に移行された方はおられなかったということありますので、そういう意味では、少しこれまでの様々な事業は、功を奏してきたのかなという思いもあります。人工透析となれば、週に3日ぐらい行かなければいけないということで、透析を受けられる方は時間もお金も本当に御負担が大きいと思います。また、保険者から見ても、人工透析は、医療費という面で、かなり負担が大きいということでもありますので、そういう面でもこの糖尿病予防といったことも含めて、これまでされてきたことも含めながらしっかりと継続して取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。要望です。

以上でございます。

○光好博幸委員長 質問は1件です。

答弁を求めます。

田村参事。

○田村国保年金課参事 人間ドック等助成金に関する2回目の質疑に答弁を申し上げます。

脳ドックの助成件数が予算上の想定よりも伸び悩んでいる要因については、助成開始初年度ということで、制度を知らない方がいらっしゃることや、制度を知っていても市内に検査可能な医療機関がないことなどであると考えております。

工夫としましては、従来の制度周知に加

えて、本年4月に摂津市公式LINEの一斉配信機能を利用して、人間ドック、脳ドック費用助成制度の周知を行いました。SNSを活用することで、若年者への周知効果を高めるとともに、配信内容に市ホームページへのリンクを貼ることで、近隣市で受診可能な医療機関が分かりやすくなるように工夫しております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。 村上委員。

○村上英明委員 この周知の件につきましては、年齢の若い方、スマホを結構利用されている方もLINEを見てというのは、情報として届くかと思うんですが、こういうスマホとか、ネット系がすごい苦手な方々も含めれば紙の方がありがたいと思いますので、その辺りについては、自治会回覧等も含めながら、しっかりとこの制度の周知に取り組んでいただきたいということで、要望として私の質問を終わります。

○光好博幸委員長 村上委員の質問が終わりました。

そのほかにございませんか。

増永委員。

○増永和起委員 それでは、国民健康保険についての質問をさせていただきます。

その前に、質問の意図を明確にするため、資料を配付させていただきたいと思いますが、委員長よろしいでしょうか。

○光好博幸委員長 増永委員から資料配付の申出がございました。これを許可します。既にお手元に配付しておりますので、資料のとおりでございます。

以上です。

○増永和起委員 それでは、質問をさせていただきます。

この資料はまた見ていただくときに言いますので、よろしくお願ひいたします。

では、質問番号1番です。国民健康保険料についてです。

摂津市の1人当たり保険料、2024年度は幾らだったのか。その前年度は幾らか、また、その差額について教えていただきたいと思います。

そして、モデルケースを三つ挙げますので、その場合の保険料についても教えてください。

モデルケース1番は、65歳以上、単身世帯、年金収入月12万円。モデルケース2番は、40代、ひとり親と小学生2人、所得110万円。モデルケース3番が、40代夫婦と小学生2人、所得210万円。このモデルケースで2024年度とその前年度、そして差額、これについて教えていただきたいと思います。

続きまして、質問番号2番、摂津市と大阪府の収支と基金についてお尋ねいたします。

摂津市の2024年度の実質収支は約914万3,000円になっておりますけれども、2024年度末の基金残高についても教えてください。そしてまた、大阪府の実質収支額と基金残高についても教えていただきたいと思います。

続きまして、質問番号3番です。

保険料の減免と一部負担金の減免についてです。

摂津市独自の保険料減免制度というのをございましたけれども、2024年度からは、大阪府下の国保の統一化ということで、摂津市の独自減免制度というのがなくなりました。大阪府統一の減免制度となっているわけですが、件数、金額について教えていただきたいと思います。

また、医療費の窓口負担を免除する一部負担金の減免制度、これも摂津市独自のものがありました。これも2024年度からは府内統一基準となってしまいました。これについての件数、金額を教えてください。

続きまして、質問番号4番、保険証についてです。

先ほど村上委員からも短期保険証、資格証明書についての御質問があつて、それぞれの発行枚数を報告されておられました。いわゆるマイナ保険証に移行後、どのように運用をされていくのか、もう少し詳しく教えていただきたいと思っています。

質問番号5番、マイナ保険証についてです。

マイナ保険証の登録率、利用率、解除申請の件数について教えてください。

以上5点です。

○光好博幸委員長 5点の質問でございます。

答弁を求めます。

畠原課長。

○畠原国保年金課長 それでは、5点の質問に順番にお答えいたします。

まず、1点目の保険料についてのお問い合わせでございます。

令和6年度の1人当たり保険料についてでございますが、調定ベースで12万9,584円でございました。令和5年度の12万6,798円から2,786円の増となっております。

続きまして、モデルケースのお問い合わせでございます。

モデルケース1番につきましては、令和6年度は2万7,629円で、令和5年度の2万6,324円から1,305円の増加。モデルケース2番につきましては、令

和6年度は20万4,593円、令和5年度の19万4,862円から9,731円の増加。モデルケース3番につきましては、令和6年度は47万1,440円、令和5年度の44万9,394円から2万2,046円の増加となっております。

続きまして、2点目の市及び府の実質収支と基金残高についてのお問い合わせございます。

まず、市の国保会計の収支につきましては914万3,992円でございました。基金残高につきましては、3億2,515万2,230円になっております。

また、大阪府の収支につきましては、274億2,478万8,000円になっております。基金残高につきましては大阪府の財政安定化基金ということで176億7,500万円となっております。

続きまして、3点目の保険料減免と一部負担金減免についての御質問でございます。

令和6年度から、委員からもございましたように、保険料減免及び一部負担金減免については府内統一基準になっております。

まず、保険料減免につきましては、令和6年度が398件、5,508万2,638円を実施しております。次に、一部負担金減免につきましては、令和6年度は11件、176万706円を実施しております。

続きまして、4点目の短期証、資格証明書についての御質問でございます。

村上委員からもございましたけれども、今後のそれら証の取扱いについてのお問い合わせございます。

先ほども触れましたけれども、短期証につきましては、そもそもマイナンバーカードでの保険証利用、いわゆるマイナ保険証

に移行するということで、基本的な有効期限の概念がなくなるということから廃止となっております。

一方で、資格証明書については、窓口での10割負担が必要となる仕組みは残る形となっておりまして、特別療養費の資格確認書というものを交付する運用となっており、これまでの資格証明書と同様に取り扱うところでございます。

それから、5点目のマイナ保険証の状況でございます。

まず、登録状況でございますが、令和7年7月時点で被保険者1万3,616人のうち、保険証利用登録者が8,239人となっており、登録率としましては60.5%となっております。

次に、マイナ保険証の登録者のうちどれくらいの方がマイナ保険証を利用されているのかの利用率についてでございます。

こちらは外来レセプトの件数等から算出することになっております。令和7年7月時点で外来レセプト件数が1万8,608件、このうちオンライン資格確認の利用者、マイナンバーカードの保険証利用で使われた方で7,298人になっておりまして、利用率としては39.2%となっております。

最後に、マイナ保険証の利用登録解除申請の受付件数ですが、こちらは令和6年1月5日から受付が始まっており、令和7年3月末までの令和6年度としての件数で申し上げますと延べ17件となっております。

また、令和7年度の状況としては、4月1日から直近の令和7年9月末までで延べ35件、令和6年度と合わせますと、全体で延べ52件となっております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。

増永委員。

○増永和起委員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

質問番号1番、国民健康保険料についてです。

やはり値上がりしているんだということが分かりました。1人当たり保険料でも2,786円値上がり、それぞれの65歳以上、また一人暮らし40代、ひとり親と小学生、そして、40代の夫婦と小学生2人、ここでも大きく値上がりしております。

40代夫婦と小学生2人、所得210万円なんですけれども、それに対して保険料が47万1,440円、大変な金額が国保料としてのしかかってきているということが見て分かります。

統一化によって本当に全国一高い保険料になってしまったと言われているわけですが、1人当たり保険料が2017年度、2018年度から統一化を目指してずっと値上げを続けてきましたので、その手前の2017年度と当該年度である2024年度との比較をいただきたいと思います。それぞれの金額と差額を教えてください。

続きまして、質問番号2番です。

皆さんにお配りをしている資料の表を見ていただきたいんですけども、一つ訂正があります。私が間違っておりました、申し訳ございません。

下にある基金期末残高の表で、2024年度の大阪府の金額が176億5,700円となっていますが、176億7,500円ですので、訂正をお願いいたします。

摂津市は統一化を目指して、2018年度から基金を持つようになりました。それまでは国保の基金というのは、なかったわ

けですけれども、値上げを続けて、そしてその黒字になった分を基金へとどんどん積み上げて4億円を超える額になっておりました。2023年度で1億円の取崩しをしておりますが、そういう基金をこの間積み上げてきたわけです。これは市民の国保料の大変な値上げとともに行われてきたことで、私は摂津市にお金をいっぱいいため込んでどうするんだと思います。もっと保険料を引き下げて、市民に還元してくださいということを何度も質問させていただきました。大阪府の統一化をやらねばならない2024年度から、段階的に引き上げていくというお答えをずっといただきました。

全国で国保料の統一化をやっているのは、大阪府と奈良県だけです。それ以外はそれぞれの市町村が保険料を決めています。分担金はもちろん各都道府県に払います、お金は各都道府県からこれだけですよと言われますけれども、じゃあその分担金を全部保険料で行うのかとか、いろんなことはそこの市町村が考えることになっているわけですが、大阪府は統一化だと言って、世帯が同じで所得が同じなら同じ保険料だということを推し進めてきました。統一をしたいのではなくて、保険料の値上げがしたいのではないかというぐらいに値上げをどんどんと行ってきたわけでございます。

その一方で、市に対して、2020年度から4億円の基金がたまるということになりました。

さらに、大阪府の基金期末残高を見ていただくと、大阪府もずっと黒字会計ですが、134億円だった2020年度の基金、これは大阪府のお金じゃありません。国が都道府県化に際して、それぞれの都道府県の

運用のためにこれを持っておきなさいと下ろしたお金なんです。大阪府のお金はここには入っていません。この基金をどんどんと積み上げていって、2024年度に176億7,500万円にまで大阪府の基金が膨れ上がっています。

昨年度、大阪府は保険料を引き下げるために、黒字分を使いますと言いましたが、それはあくまで半分で、残りはこの大阪府の基金に積み上げるということでした。これについては、摂津市がどんなふうに思っているのか、ぜひお伺いをしたいと思います。

質問番号3番で、保険料減免と一部負担金の減免についてです。

摂津市の減免制度はとてもいい制度だったと私は思っています、独自減免、保険料の減免ももちろんですが、一部負担金減免制度、これが摂津市の減免制度は本当にすばらしかった。私はこの一部負担金の減免制度というのが国保の制度の要だと表しており、国保とはこういうものだというのを表していると思っているんです。今、皆保険制度の下支えをするのが国民健康保険と言われております。先ほども皆保険制度のお話がありましたけれども、社会保険等に入っていない人は全員がこの国民健康保険に入らねばならないということになっています。私はお金がないから国保料を払うことができず入りませんということではないんです。これは、憲法で保障されている生存権をしっかりと守るために国が国保に入るということを求めているということでございます。お金がないから医療にかかれない、お金がないから病気で死んでもしようがない、そういうことではなく、健康で文化的な最低限の生活を国民に保障するために、社会保険などに入っています。

いない人はみんな国保に入りなさいというのが皆保険制度です。そして、一部負担金の減免制度は、医療費の窓口負担が無料になる制度です。お金がなくても医療にかかることが一部負担金の減免制度です。本当にすばらしく、命を守るための制度であり、これを一生懸命市民の皆さんに使っていただきやすく、摂津市は努力をして、私は何人も国保の窓口で救っていただいたというお声も聞いてきました。

ところが、残念なことに、大阪府の制度になった途端、この一部負担金の減免制度が非常に利用しにくくなりました。大阪府は、一部負担金の減免制度を使う条件として、収入が急激に下がったというようなことを挙げております。お金がずっとない人は使えない制度です。収入が急激に下がらないとこの一部負担金減免は使えません。私の知っている方で、失業して、病気になって、お金がないので国保に入れないとずっと思ってはった人がいて、その病気がどんどん悪化してしまい、お金が払えないならそれは相談に乗ってもらえますから、国保料は後で払っていったらいいから、取りあえず早く国保に加入して、一部負担金の減免で医療費がなからても病院にかかりましょうと相談に乗りました。国保に入つて、それが使えて、本当に喜んではったんですけど1か月で打ち切られました。摂津市の制度だと3か月プラス3か月で半年はそれで病院にかかれたんですが、1か月で打ち切られました。これは何でかというと、大阪府の基準だから。この1か月たったときは、失業してから既に1年がたったから、国保に加入してからは1か月なんだけど、その所得減少の事由が発生したときというのが1年前だったからなんです。これは本当にひどい話だと私は思いました。

ぜひこういう命を守る制度というのは、大阪府の基準ではなく、独自減免制度を復活すべきではないでしょうか、お答えください。

質問番号4番、保険証についてです。

短期証、資格証明書などがこれからはなくなりますということでした。資格証明書と同じような内容で、特別療養費資格確認書というのに変わるということです。今まででは短期証という黄色信号みたいなのがあったわけです。正規書があつて、滞納があると短期証になって、今度資格証明書になるという形があつたんですけど、この短期証がなくなってしまうということです。さつきも話をしましたが、医療にかかれない、保険料が払えないという方にもいろんな事情があると思います。摂津市はこれまで本当に寄り添つた対応をずっとしてきていただいていると思いますので、突然10割負担になくなってしまうみたいなことがないように、医療にかかれなくて命を落とすようなことがないように、今までと同じような運用をぜひしていただきたいと思いますので、これは要望といたします。

質問番号5番、マイナ保険証についてです。

マイナンバーカードの更新については一般会計のところでも、たくさんの方から保険証がなくなると言うて、市民課にまでいろいろと問合せがあるというようなお話がなされていましたけれども、マイナ保険証を更新しなければどうなるのか、改めて教えていただきたいと思います。

以上2回目です。

○光好博幸委員長 質問の途中でございますけど、暫時休憩します。

(午後3時 4分 休憩)

(午後3時28分 再開)

○光好博幸委員長 再開します。

2回目の質問4点でございます。

答弁を求めます。

畠原課長。

○畠原国保年金課長 それでは、2回目の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の保険料について、2017年度、平成29年度との比較で1人当たりがどうなったのかのお問い合わせございます。

こちらにつきましては、広域化が平成30年度からで、平成29年度と制度の仕組みが異なっているところもありますので、一概に比較できるものではございませんが、その上で申し上げますと、2017年度、平成29年度が、1人当たり保険料が9万7,044円、2024年度、令和6年度が1人当たりが12万9,584円ということで3万2,540円の増という形になります。

続きまして、2点目の基金の府の状況について、市としてどう思っているのかというお問い合わせございます。

こちらにつきましては、令和5年度決算の余剰金を保険料抑制に充て、残りについて一定、医療費の変動リスクに備えて充てたということだと思います。これについては財政運営の責任主体として、大阪府が国から入ってくる公費等、全体を見た上で、適正に判断されたものだという認識でございます。

この基金につきまして、大阪府に確認したところでは、本体基金は全て国費ということで委員からもございましたけれども、使途が決まっているということでございます。使途については大阪府の給付費増への貸付けであつたり、市町村の保険料収納不足などへの貸付けと決まっていると聞

いております。

続きまして、3点目的一部負担金減免のお問い合わせございます。

こちらについては、令和6年度からの新たな国保運営方針を策定する際にも、市からは大阪府に対して、法定意見聴取の際に意見を出しておりますけれども、令和6年度から統一で行っていくに当たって、摂津市だけ独自で減免を行うというのは困難でありますので、大阪府下全体の統一基準について拡充できないかということについて機会を捉えて大阪府には伝えているところでございます。

今後におきましても、機会を捉えて統一基準の拡充の検討を伝えていきたいと思っておりますし、また、窓口においては、この一部負担金減免の制度案内に加えて、無料・低額診療事業をされている医療機関の案内を行うなど、被保険者に寄り添った対応を行ってまいりたいと思います。

続きまして、5点目のマイナ保険証の御質問にお答えいたします。

マイナンバーカードを更新しなかった場合、国保としての対応はどうなるのかというお問い合わせございます。

国保における対応としましては、マイナンバーカード自体の有効期限、もしくは電子証明書の有効期限、これが切れる3か月前に地方公共団体情報システム機構、J－LISより更新のお知らせが届きます。ここで仮に更新をされなかった場合でも、マイナ保険証の有効期限から3か月後の月末まではマイナ保険証としてなお使える状態となっておりまして、有効期限から2か月たった時点で、なお更新手続がされていない場合は、職権により有効期限から3か月後の月末までに資格確認書を送付することになっております。

以上です。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。
増永委員。

○増永和起委員 それでは、3回目でございます。

まず、1番目の保険料についてです。

2017年度は1人当たり9万7,044円だった保険料が、2024年には12万9,584円、3万2,540円も値上がりをしています。これは1人当たりですから、家族がたくさんいたらその分どんどん値上がりになります。単純に掛ける何人という形ではないのは分かっておりますが、本当にたくさんの負担が今かかってきていると思っています。

モデルケースでもやはり大きく金額が引き上がっていることが分かりました。試算をしたんですけど、大きくなっています。

この統一化のための保険料の引上げというのは、本当に医療費が高くなっているから引き上がったんだではなくて、推計医療費というものに基づいて引上げを行っています。ところが、その推計医療費が本当に正しいかというと、実はそんなに伸びていないというのが現実で、だからその推計医療費に基づいて集めた保険料、これがどんどん高くなるのに、実際に出ていくお金はそれほどではないからお金がどんどん余ってきます。市町村にも、大阪府にも余って来る、こういう実態になっているわけです。それを保険料引下げに使えばいいのに、引き下げずに基金に積み上げていくことをやってきているわけです。今年度、2025年度は保険料が少し下がりましたけれども、そのときに剩余金132億円の半分の66億円を保険料引下げの財源の一部に充てたと大阪府は言っています。

残りの66億円は基金に積み上げるのに、地方財政法第7条、地方公共団体は各会計年度において、歳入歳出決算上の剰余金が出た場合は、当該剰余金のうち2分の1を下らない金額を翌々年度までに積み立て、または償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならない、これをもってきているんですけど、これは一般会計に対しての考え方なんですよ。国からもお金を借りないといけない仕組みになっています。その返済に充てたり、長いスパンで財政運営をいたしますから、この中で基金も持っておきなさいということでこれが決められています。しかし、国保は単年度会計であるはずです。こういうことについて、大阪府はなかなか考えないということが出てきます。もう質問番号2番に入って、収支の話になっています。質問番号1番の保険料は、要望にします。

続けて質問番号2番の話を行います。

自分たちの都合のいいように法律を引っ張り出してきているわけですけれども、国保については、1会計年度単位で行うことが基本で、収支均衡していることが重要であります。必要以上に黒字幅や繰越金を確保することがないようにと、厚労省が出している都道府県国保運営方針策定要領に書かれています。だから、利益が上がったら還元する、マイナスが出たらそれはなるべく短い期間でしっかりと回収する。これが国保の考え方であると思っているんですが、このことについて確認をしたいと思いますのでお答えください。

質問番号3番目、保険料減免と一部負担金の減免についてです。

市だけ独自ではできないというようなお話をございました。しかし、この市町村の権限の中に保険料を決めるここと、減免制

度を決めること、一部負担金減免も含めて、こういうことは、法律的には市町村が行うと書いてあります。大阪府も大阪府議会の答弁の中でそれについて答えています。統一化だと言っていますが、これは大阪府が強制しているものではありません。大阪府が提案したことに市町村が合意をして、進んでおります。市町村が合意しているから大阪府に責任があるわけじゃないと大阪府議会の答弁で言っております。市町村の考え方によって権利を行使すべきだと思っています。大阪府に言ってもなかなか動きませんので、ぜひ一部負担金減免制度、摂津市独自の減免制度をもう一回復活させていただくように、私から強く要望したいと思います。

質問番号5番、マイナ保険証についてです。

政府は、マイナンバーカードを事実上強制にするためにポイントを付けたり、それから保険証をなくすというように国民を追い込んだわけですが、やはり結果的には本当にそれはできなかった。国民の生存権を保障するために、保険証を発行しないというようなことはできません。保険証に代わる名前のものになりましたけれども、中身は保険証です。反対に皆さんのが期限切れの前にいろいろとするとおっしゃっていたマイナ保険証や資格確認書については。それぞれの期限もばらばらであり、こういう方々に対して合わせた対応を、市役所の皆さんのがされないといけないというのは本当に事務の負担も大きいことだと思いますので、ぜひ市民の皆さんに寄り添った対応、丁寧な説明、これはもちろんすけれども、国に対しても保険証の廃止はやめようと、一律にみんなに出せということを言っていただきたいと思います。

以上、3回目を終わります。最後は要望です。

○光好博幸委員長 1点質問です。

答弁を求めます。

畠原課長。

○畠原国保年金課長 それでは、2点目に関する3回目の御質問ですけれども、単年度の会計ではないのかというお問い合わせございます。

先ほどの大阪府の保険料抑制に2分の1を充てたというところで、地方財政法のお話がございましたけれども、もちろんこれは一般会計に当てはまるところかとは思いますが、それを参照して66億円を保険料抑制に充てて、それ以外については後年度の医療費等のブレに備えたというところかと思います。

一方で、会計上は単年度会計なのに、というところでございますけれども、当然、各年度においては、大阪府も市町村も歳入歳出同額で予算を計上して収支均衡を図っていくのが基本でございます。しかしながら、事業運営を行った結果、やはり完全に収支均衡になるというところは現実的には難しい訳でございまして、その収支のブレが生じた場合でも、複数年度の視点も加味した上で運営を行っていくというのが国保制度の制度設計となっていると理解をしております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。

増永委員。

○増永和起委員 大阪府が言っていることは、一般会計のものに当てはまるものだということについてはお答えいただきました。単年度といつても摂津市でも、今やっと2024年度の決算をしております。新しい年度になったら、2年先ということ

になるわけですから、今おっしゃったように、単年度、すぐ次というわけにはいかないということは分かります。二、三年のスパンで考えることは分かりますけれども、私の表でお示しもしましたように、これは二、三年じゃなくてずっと基金が増えてきています。今年度ではなく2024年度、この当該年度でも大阪府は基金が膨れ上がっているだけじゃなくて、大きな黒字を出しています。上の表の実質収支額も大きいというのが言えると思います。これは2026年度の保険料に大きく関わって、これから算定が行われていくと思いますけれども、また2023年度分と同じように半分は基金に積み上げることをきっぱり反対してください。この基金の活用に関しても、先ほどの厚労省が出している都道府県に向けての運営方針の策定要領の中でも、市町村と協議の上、具体的な活用方法を決定するという文言が書かれています。大阪府が勝手に決めて勝手にしたらいいのではありません。市町村と一緒に協議して決めていくということですから、これから算定に対して市町村としても責任を持って、今出てきている実質収支額、国へ返さないといけないお金はあると思いますけれども、しっかりと市民の保険料引下げに充ててもらうように、摂津市からも努力してもらうように申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

○光好博幸委員長 増永委員の質問は終わりました。

そのほかに質疑がございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○光好博幸委員長 質疑なしと認めまして、認定第4号の質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時45分 休憩)

(午後3時46分 再開)

○光好博幸委員長 再開します。

次に、認定第8号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

中川委員。

○中川嘉彦委員 一つだけ質問させてもらいます。

決算概要の266ページに一般事務事業の印刷製本費25万3,825円がありますが、1問目にこの内容についてお伺いいたします。

○光好博幸委員長 質問1点です。

畠原課長、答弁を求めます。

○畠原国保年金課長 一般事務事業の印刷製本費の内容についてのお問い合わせございます。

こちらにつきましては、後期の健診の申込みの一体化はがきというものがございまして、こちらを1万4,500部印刷する分で22万8,085円、返信用封筒2,000部で2万5,740円、合わせて25万3,825円でございます。

以上です。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。

中川委員。

○中川嘉彦委員 ありがとうございます。

健診の申込みのはがき作成費ということで理解しましたが、健診は心身の状態をチェックし、医療や介護予防につなげられるとしても意義のあるものです。そういう後期高齢者医療保険制度における保健事業について、どのような取組が行われているのか、お伺いいたします。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。

田村参事。

○田村国保年金課参事 2回目の質疑に答弁申し上げます。

後期高齢者医療保険制度における保健事業の取組について、保険者である大阪府後期高齢者医療広域連合からの情報も踏まえてお答えいたします。

まず、国民健康保険でも取り組んでいる内容ですが、健診事業、健診の未受診者対策、人間ドック費用助成、糖尿病性腎症重症化予防事業等を実施しているところでございます。

また、府内における健康課題への対策として、医療機関への重複、頻回受診者に対する訪問指導や高血圧症重症化予防等を実施しております。

次に、摂津市が後期高齢の被保険者に対して実施している保健事業でございますが、KDBシステムなどを活用して、個別自治体が抱える健康課題を抽出、分析し、関係機関と連携して進める高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取組を進めているところでございます。

令和5年度、6年度はハイリスクアプローチとしまして、健診を受診しておらず、医療機関にもかかっていない、健康状態が分からぬ被保険者に対してアンケートを送付し、アンケート結果に応じて保健師が電話や訪問をすることで、医療受診勧奨や健診受診勧奨等を実施しております。

ポピュレーションアプローチとしましては、高齢者が集まる機会等を活用して、フレイル予防、健康相談や健診受診勧奨を実施しております。

令和7年度につきましても、令和6年度の実績を踏まえ、取組内容を工夫しながら継続して実施しているところでございます。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。

中川委員。

○中川嘉彦委員 ありがとうございます。内容は大体分かりました。後期高齢者の方がいつまでも健康を維持できることで、広域連合や国が目指している医療費の抑制や健康寿命の延伸につながり、人生100年時代を健やかに過ごせるようになるのかと思います。

市民一人一人が健康で充実した日常生活を長きにわたって送ることができるよう、国民健康保険と同様に後期高齢者の保健事業にも丁寧に取り組んでいただくことを要望して終わります。

○光好博幸委員長 中川委員の質問が終わりました。

そのほかにございませんでしょうか。

村上委員。

○村上英明委員 まず、1点目でございますが、決算書の歳入ということで128ページのところでございます。

これは国保会計でもお尋ねをさせてもらった類似もあるんですが、要は前年度繰越金よりもこの実質収支額のほうが金額は多いという形の決算を終えられたということになりますので、その辺りでどういう内容だったのかお尋ねをさせていただきます。

2点目が、歳出の国保特会でもお聞きをしましたけれども、このコンビニ収納代行業務ということでございます。これも国保と同様に、決算のほうが当初予算よりも多く支出になったということで、言わば件数が増えたのかと思うんですが、この決算を踏まえて、利用件数や収納率の向上についての認識をお尋ねさせていただきます。

1回目は以上でございます。

○光好博幸委員長 質問2点です。

答弁を求めます。

畠原課長。

○畠原国保年金課長 それでは、2点の御質問にお答えいたします。

まず1点目、収支差額と繰越金についてのお問い合わせございます。

後期高齢者医療特別会計では、保険料を収納いたしまして、それを保険料納付金として広域連合へ納めることになっております。令和6年度で申し上げますと、主に、特別徴収の令和7年4月分、5月分の保険料については、出納整理期間のため、令和6年度の歳入として受け、繰り越した後、令和7年度の保険料納付金として支出するという関係上、令和6年度の収支に差額が出てまいります。

この実質収支の黒字及び繰越金の主な内容としましては、4月分、5月分の保険料収納と保険料納付金の実支出額の差額となっております。

続きまして、2点目のコンビニ収納代行業務委託についてのお問い合わせございます。

先ほどの国民健康保険特別会計でも御答弁申し上げましたが、コンビニ収納の決算額については、コンビニの収納代行業者への件数に応じた委託料となっております。

令和6年度の利用件数としては4,349件でございました。前年度比で339件の増となっており、コンビニ納付の利用は増加傾向にあるものと捉えております。

遠出が難しい高齢の方であっても、金融機関や市役所に行かずとも、近くのコンビニで納付ができるという意味で、多様な支払い方法の一つとして利便性の向上に寄与しているものと考えておりますし、収納率にも一定結びついてくるものと考えております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。

村上委員。

○村上英明委員 1番目の質問の分なんですが、先ほどございましたとおり繰越金については、出納閉鎖の納付金との時間的な差ということもあって、これは毎年こういう形で繰り返されるということになります。その中で、やはり特別会計でございますので、しっかりと適切な管理運営をお願いしたいということで、要望としておきます。

2番目がコンビニ収納でございます。

利用件数につきましては、国保特会で申し上げましたとおり、コンビニ収納というのは24時間納付してもらえるという環境づくりにもなっておりますので、しっかりと先ほどのほかの収納等々も含めながら収納率向上に取り組んでいっていただきたいと思います。

2回目の質問といたしまして、特別徴収と普通徴収の割合についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

以上です。

○光好博幸委員長 1点質問でございます。

答弁を求めます。

畠原課長。

○畠原国保年金課長 後期高齢の特別徴収と普通徴収の割合についてのお問い合わせございます。

人数比で申し上げますと、令和6年度末時点で、特別徴収が9,539人で全体の73.6%、普通徴収が3,425人で全体の26.4%となっております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。

村上委員。

○村上英明委員 私の感覚ではもう少し特別徴収のほうが割合的には多いのかなと思っていました。特別徴収となると、自動的に納付ということになってきますが、普通徴収がある限りはコンビニ納付とか、現金納付というのでは出てくると思います。75歳になったときの切替え等々も踏まえて、私個人としては、特別徴収を増やしていくほうが事務方もそうですし、また納付される方々も、またコンビニに足を運んでいただく手間が省けることもありますので、そういうことも含めながらしっかりとこれからこの徴収の分も取り組んでいただきたいということをお願いをして、私の質問を終わりたいと思います。

○光好博幸委員長 村上委員の質問が終わりました。

そのほかに質疑がございますでしょうか。

増永委員。

○増永和起委員 それでは、後期高齢者医療制度についてでございますが、先ほど国保のところでも、保険料が大変だという話をいたしました。後期高齢者はもちろん保険料も値上がりをしてきて大変なんですが、医療費がどんどん上がっていくというお声を聞いています。最初は1割負担だったものが2割、3割ということになっていっておりますが、摂津市の後期高齢者の方々の1割、2割、3割負担、それぞれ人數と割合について教えてください。これが1番目です。

それから、2番目、マイナ保険証の話です。後期高齢者の方のマイナ保険証の登録率、利用率について教えていただきたいと思います。

また、解除もできるということで、解除申請件数を教えてください。

まず1問目、それでお願いいたします。
○光好博幸委員長 質問2点でございます。

答弁を求めます。

畠原課長。

○畠原国保年金課長 それでは、2点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の窓口での負担割合の内訳でございます。

令和7年3月末現在で、後期高齢者の被保険者数が全体で1万2,964人でした。そのうち1割負担の方が9,446人で全体の72.9%、2割負担の方が2,482人で全体の19.1%、3割負担の方が1,036人で全体の8%を占めております。

続きまして、2点目のマイナ保険証についてのお問い合わせございます。

まず、登録状況ですが、令和7年7月時点での被保険者1万3,058人のうち、保険証の利用登録者が9,306人となっており、登録率としては71.3%となっております。

次に、マイナ保険証の登録者のうちどれくらいの方がマイナ保険証を利用されているのかの利用率についてですが、令和7年7月時点で外来レセプト3万2,525件のうち、オンライン資格確認利用者が1万2,299人となっており、利用率としては37.8%となっております。

最後に、マイナ保険証の利用登録解除申請の受付件数ですが、国保同様に令和6年11月5日から申請の受付が始まっており、令和7年3月末までの令和6年度としての件数で申し上げますと、延べ22件となっております。令和7年度の状況としては4月1日から直近の令和7年9月末までで延べ6件ということで、令和6年度と

合わせますと全体で延べ28件となっております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。
増永委員。

○増永和起委員 医療費の窓口負担が非常にしんどいというお話をたくさん聞いております。2割負担が導入されて、約20%の方が2割負担になっておられます。本当に皆さんいろいろ物価高騰でお金がかかるときに、あともう少し所得が下だったらみたいな話もされておられます。さらに、国はこの2割負担、3割負担の割合を増やしていくう、所得の金額をもっと低いところから2割取ろうなどとしていく傾向があります。本当に高齢者の皆さんを医療から遠ざけることにつながると思うので、ぜひこれに関しては反対をしていただきたいと思っております。そもそも高齢者だけを囲い込んで後期高齢者医療制度をつくったこと自体に私たちは反対をしております。当時は医療に差をつけることを言わっていました。後期高齢者に対しての医療を一般の医療と分けようというような話で、高齢者だからより手厚くではなくて、高齢者だからこそ医療を受けなくていいじゃないかという考え方当時はあって、さすがにそれは持ち込むことはできませんでした。こういう後期高齢者の人だけを囲い込んでというのは、ほかの国民健康保険とか、社会保険にとてもそこを支えるためにお金を出せということで、大変しんどい思いにもなってますし、私たちはその制度そのものにも反対をしているところです。

また、保険料の引上げについてもぜひ反対してほしいと思います。摂津市で決めることではなくなっていると思いますけれ

ども、よろしくお願ひします。要望です。

次に、マイナ保険証についてです。

数字は教えていただいて分かりました。国保でもそうだったんですが、マイナ保険証は持っているけど使っていないという方が多く、3割程度の方しか使っていないんだということが分かりました。マイナ保険証に関しては、国保とまた違った形で、先ほど期限が切れたら資格確認書を送るという話がありましたが後期高齢者の特別なやり方というのがあったと思うので、それについて教えてください。

○光好博幸委員長 質問一つでござります。

答弁を求めます。

畠原課長。

○畠原国保年金課長 それでは、2点目のマイナ保険証の2回目の御質問にお答えいたします。

国保につきましては、先ほど答弁させていただきましたように、マイナンバーカードのカード自体、もしくは電子証明書の有効期限が切れる段階には更新として職権で資格確認書を送るとしておりますが、後期高齢者医療においては、令和6年12月2日のマイナ保険証を基本とする仕組みへの移行に先立ちまして、ITに不慣れなどの理由により、後期高齢者の方については、マイナ保険証への円滑な移行に向けた暫定的な運用として一律に資格確認書を交付することとなっております。

その後、暫定運用の継続として、令和8年8月の年次更新までの間、暫定運用を継続するということになっております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁は終わりました。

増永委員。

○増永和起委員 令和8年8月までは期

限が切れるとか、切れないとかじやなくて、後期高齢者の方には全員に資格確認書が送られるということですね。ITに慣れないというのもあると思いますし、また、車椅子だとなかなか顔認証とか、そういうのがやりづらいとか、腰も曲がっているとか、つえをつきながらとか、いろんな事情がありますので、保険証がよいと言われる方がたくさんいらっしゃいます。保険証に代わる資格確認書、これが全員に送られるというのは必要な措置だろうと思いますが、これを暫定的な措置ということではなくてずっと続けてもらいたいですし、また、後期高齢者の方に限らず、全員に資格確認書を送るということもぜひ考えていただきたいと思いますので、要望として終わります。

○光好博幸委員長 増永委員の質問は終わりました。

そのほかに質疑はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○光好博幸委員長 質疑なしと認め、認定第8号の質疑を終わります。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会します。

(午後4時6分 散会)

摂津市議会委員会条例第29条第1項
の規定により、署名する。

民生常任委員長 光好 博幸

民生常任委員 村上 英明